

平成 24 年第 3 回多賀城市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 24 年 9 月 27 日（木曜日）

◎出席議員（17 名）

議長 板橋 恵一

1 番 柳原 清 議員

2 番 戸津川 晴美 議員

3 番 江口 正夫 議員

4 番 深谷 晃祐 議員

5 番 伏谷 修一 議員

6 番 米澤 まき子 議員

7 番 金野 次男 議員

8 番 藤原 益栄 議員

9 番 佐藤 恵子 議員

10 番 森 長一郎 議員

11 番 松村 敬子 議員

12 番 阿部 正幸 議員

13 番 根本 朝栄 議員

15 番 吉田 瑞生 議員

16 番 昌浦 泰己 議員

17 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（1 名）

14 番 雨森 修一 議員

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 小野 史典

総務部副理事(兼)管財課長 阿部 博光

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)管理課長 櫻井 友巳

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 鎌田 洋志

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

おはようございます。

今定例会、きょうは最終日でございますので、御慎重な審議をよろしく願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 4 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において佐藤恵子議員及び森長一郎議員を指名いたします。

この際、御報告申し上げます。

本日、14 番雨森修一議員から本日の本会議に出席できない旨、会議規則第 2 条の規定により届け出がありました。

これをもって報告を終わります。

日程第 2 一般質問

○議長（板橋恵一）

日程第 2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

4 番深谷晃祐議員の登壇を許します。深谷議員。

（4 番 深谷晃祐議員登壇）

○4 番（深谷晃祐議員）

何度質問させていただいても緊張するものでございますが、頑張ります。私からは、通告どおり 3 点について質問させていただきます。

まず初めに、多目的調整池の整備についてであります。

高橋地区の暫定調整池を多目的調整池として活用されてはいかがかというものでございます。この場所については、私が議員に当選させていただいてから何度か質問や質疑をさせていただいております。

お伺いします。調整池とは、何でしょうか。市長の御認識を共通のものにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

私は、集中豪雨などの局地的に発生した雨水により洪水を防ぐために、一時的に水をためる場所という認識であります。これは辞書にも書いてございました。この認識を共通にして質問を進めさせていただきたいと思います。

まず、現在は、昨年の 3 月 11 日に発生しました東日本大震災の津波により発生した堆積物の仮置き場として、暫定的に使用されております。震災後も何度か局地的な大雨があり、貯水池としての機能を果たすべき場所であったはずですが、堆積物の仮置き場として使用していたために本来の機能を発揮できない状況にあったと思いますが、いかがでしょうか。

そのことによって、高橋 5 丁目付近は冠水し、地域住民は自家用車などを安全な場所に移動するような事態になったとも考えられますが、いかがお考えでしょうか。

貯水池としての機能をきちんと果たすべきと考えるのであれば、暫定的とはいえ、津波による堆積物の集積所としてあることはいかかなものなのでしょうか、市長のお考えをお伺いします。

しかし、現実的には、津波によって市内に押し寄せられた堆積物の仮置き場として使用できる場所は限られていたことを踏まえれば、いたし方ないと理解しております。しかるに、9月21日の集中豪雨の際にあの高橋の暫定調整池に水はたまっておりません。あくまで私の推測ですが、高橋の暫定調整池には雨水が流れ込まないということを確認していることから、堆積物の集積所として利用したのではないのでしょうか。もしもそのような認識であれば、高橋雨水幹線の整備を待たず、本来の公園としての整備を望みますが、調整池としてどうしてもというのであれば、ふだんはグラウンドとして利用し、豪雨の際には調整池として利用できる多目的調整池としての整備を提案いたしますが、いかがでしょうか。

あわせて、桜木保育所が第七小学校予定地に建設される災害公営住宅に設置されることをお伺いいたしました。であれば、桜木保育所跡地の利用についても、地域住民から要望の多いグラウンドとして整備することを提案いたしますが、さらに有効活用する方策として、多目的調整池として整備することを御提案しますが、いかがでしょうか。

次に、2点目です。

西部地区への災害公営住宅の整備についてですが、かねてより新田浄水場のある場所については取り壊しをし、新田地区のコミュニティー施設をつくってはいかがという質問をさせていただいておりましたが、前向きな回答はいまだ出ておりません。

しかし、新田地区住民の多くは、現在の新田公民館では十分なコミュニティー活動ができない状況にあり、強い要望があることは御承知のことかと思えます。

そこで、新田浄水場を建設水道常任委員会で視察させていただきました。現場は地盤は下がり、建物は耐震化していなかったために復旧するためには多大な税を投入しなければならない現実を目の当たりにしました。現実的な課題として復旧させるのか否かを考えれば、現在を維持することが妥当であると考えました。

しかし、当市の復興計画の基本は、現地再建ということであります。多賀城市の東部や中央の被害は甚大であったことは言うまでもありませんが、西部地区にも全壊世帯は数多く、仮設住宅やみなし仮設住宅にお住まいになっている方々がいらっしゃいます。現地再建を基本で考えるのであれば、西部地区での生活再建策を講じるのは当たり前のことであると考えます。市有地には限りがあり、さまざまな復旧に諸課題を抱えた多賀城市であります。市有地の有効活用を考えない手はないと思えます。

そこで、上水道部の持ち物である新田浄水場の土地を一般会計で買い取り、その土地を利用することは最善の策であると考えますが、いかがお考えでしょうか。

前段でお話しさせていただいた、地区住民からも要望の多いコミュニティーセンターを取り入れた災害公営住宅の建設を提案しますが、いかがでしょうか。

続いて、3点目の質問に移ります。

昨今、子供を取り巻く社会問題が深刻化しております。昨年の10月には大津市の市立中学2年の男子生徒がいじめを背景に自殺にまで追い込まれ、ことし1月には、川越市の、また同じく市立中学2年の男子生徒がいじめによって意識不明になるまで暴行を受けていたことなど、いじめなどの問題が、最悪の場合人の生命を奪うほどにまで深刻化しております。皮肉なことに、そうした問題が表面化したことで改めて世間の目が注がれているのが現状であり、連日、新聞やテレビでは、いじめなどに関する特集が組まれ、全国的に関心が高まっているところであります。

このような社会問題は、多賀城市においても例外ではないと思います。近年、学校裏サイトなるものが話題となっていることは御存じかと思います。匿名であることをいいことに、クラスメイトや教職員を实名で誹謗中傷しているサイトです。対策などはさまざまになされてきたとは思いますが、先日、私が調査いたしましたところ、とんでもない実態が明らかとなりました。学校裏サイトは、ユーザー名やパスワードで他者にばれないよう隠蔽されております。しかし、オリジナルランキングサイト、通称オリランと呼ばれるサイトでは多賀城市の各小中学校のページが設けられ、そこでは児童や教職員を实名で記し、「もう一度いじめるか」などという衝撃的な書き込みもありました。このようなことが現実にも多賀城市に起きているのです。この現状で子供が健全に育成されているといえるのでしょうか。

私は、このようないじめなどの子供を取り巻くさまざまな問題を解決へと導くためには、その背景をきちんと理解することから全てが始まると思っております。背景を正確に理解し、分析を加え、その分析を生かした上で子供たちが健全に育成される環境を整える、これが大切な流れだと思っております。その流れにのっとり、これから幾つかの点についてお伺いします。

前述のとおり、多賀城市内の小・中学校で問題が顕著な状態と見受けられる中で、多賀城市はさまざまな事業に取り組み、その対策に当たってきたことと思っております。今回は、その中の1つ、スクールカウンセラー事業に目を向けたいと思っております。

スクールカウンセラーの役割とは、教職員や保護者とは異なる外部的な第三者として子供の相談を受け、そのケアに当たる。つまり、いじめの背景を酌み取ってあげて、真摯に子供たちと向き合っていることとあります。近年その導入が全国各地で進み、子供の周りの環境の中で一定の役割を果たしております。

そこで、多賀城市のスクールカウンセラー事業の実態はいかがなものでしょうか。私は、平成23年度スクールカウンセラー活用調査研究事業の資料をいただきました。これは、多賀城市内の小・中学校におけるスクールカウンセラーの利用状況をあらわしています。

まず、小学校での利用が極端に低いことがおわかりいただけると思っております。山王小の相談数だけ2桁ですが、内訳を見ると主に保護者の利用であり、児童の利用はどの小学校においても全くないことがわかります。本当に問題がないのなら大変よいことですが、この利用数では全く活用されていないと考えるのが普通であると思っております。小学校においてスクールカウンセラーの存在を周知徹底するとともに、より活用してもらうべく、例えば授業に参加したりだとか休み時間を児童と過ごしたりとか、スクールカウンセラーが日常的に児童たちと触れ合う機会を設けてはいかがでしょうか。

さらには、いじめの項目を見ると、中学校の2名の利用しかなく、全く相談されておられません。絶対数が少ないため一概に言えませんが、教員、保護者からの相談が少ないことも看過できません。

また、利用内訳全体を見たときに、不登校や友人関係といったことで処理をし、その背景にはいじめがあるのにもかかわらずやり過ごしてしまっている可能性もあるのではないかと推察しております。この可能性については、どのように分析しておられるのでしょうか。

また、その分析の前段階として、この資料の相談件数及び相談人数では、問題が起きている現状を正確に把握することができません。なぜならば、総合的な数が延べ数であらわされているからです。実態把握が大切な子供を取り巻く問題において、これでは何の意味もありません。よって、実際の数でもって記録することを提言いたします。

また、相談件数及び相談人数のみを示すこの資料では、児童の抱える問題が実際に解決したかどうかかわからず、同様に実態把握につながっておりません。実態の把握、分析には、その問題が解決したかどうかを示すことが必要不可欠です。よって、問題が起きている現状を正確に把握するために、実際に児童の抱える問題が解決したかどうかを示す必要があると思いますが、いかがでしょうか。

このように、子供の背景を酌み取ってあげるべきスクールカウンセラーが有効的に活用されているとは言いがたい面も否めません。子供が抱えている問題を正確に把握できていない現状は早急に対応していただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

今まで、スクールカウンセラー事業をもとに子供を取り巻く社会問題の現状について見てきました。しかし、やはりスクールカウンセラーにも限界があります。そこで、原点に立ち戻って考えると、いじめはしてはいけないことだよと教える教育の根幹は、やはり家庭にあると私は思います。そもそもいじめをなくすことは極めて難しいことであると考えております。そのため、早期発見と早期解決が重要となるのですが、これには、学校や行政、地域などの多角的な連携が必要です。そして、それらの根幹は家庭であります。地域は家庭の集合体であり、さらに、今日では、家庭は、学校や行政に対し強い影響力を持っております。例えば、以前であれば先生として尊厳を持って生徒の見本でありました教職員は、今や、いわゆるモンスターペアレントや教職員を卑下する保護者によってその尊厳を奪われております。文部科学省の調査によると、精神疾患で休職する教職員はこの10年間で倍になっているとのこと。

私は、現在のこのような教育状況を打開するためには、教育の根幹をなす家庭として、各保護者が保護者としてのあり方を自分自身で考えることが必要だと思えます。保護者が自分の教育を見直していくことで、子供の健全な育成につながるのです。また、保護者が教育機関とのつき合い方をも再認識すれば、いじめだけでなく、モンスターペアレントといった問題の解決にもつながります。

この具体的な取り組みとして今話題となっているのが、親学が挙げられます。親学とは、子供にとって親とはどうあるべきかを考え、子供とともに成長する楽しさについて学ぼうとするものです。本来であれば、親としてのあり方などは親としての師、すなわち祖父や祖母から学ぶことでしょう。しかし、核家族化が進み、祖父母に師事する機会の少ない現代では、それは難しいことです。

そこで、市町村によっては、子供にとって親とはどうあるべきかを保護者自身が考える機会を提供しているところもあります。例えば名古屋市では、教育の原点は家庭にあるとして親学に取り組んでおり、保護者に向けセミナーを開催したり、パンフレットを作成し配布したりしています。

親学を具体例として扱いましたが、親学は一つの方法にすぎません。ここで述べたいのは、保護者が保護者としてのあり方について自分で考えることが重要であるということです。本来、正しい教育は一つではないはずです。保護者それぞれに自分なりの教育法がある。あくまで親学は参考例を示し、保護者自身に考えてもらう機会とすべきであります。そして、保護者が自分自身の教育のあり方を見直すことによって健全に育てられた子供は、自尊心や自己肯定感を身につけることができ、現在問題となっているニートや少年犯罪といった諸社会問題の解決にもつながっていくと考えております。

以上のとおり、保護者が保護者としてのあり方について自分で考える機会を提供することで、自尊心や肯定観を持つ健全な児童が育つことにつながり、いじめなどの子供を取り巻く問題の解決にもつながると考えます。きちんと諸問題の背景を分析し、適切な処置を早期に施すことが絶対条件であると考えますが、いかがでしょうか。

最後に、1つ提案したいことがございます。

昨年度、兵庫県明石市教育委員会主導で、「いじめストップあかし」こども会議 2011」が開催されました。これは、子供たち自身が各校の事例を報告し合い、どうすればいじめがなくなるかを話し合うものです。子供たち自身がいじめについて話し合うことで、ふだんは真剣に考えることの少ないいじめについて子供たち自身で考える機会を得られるため、非常によい取り組みであると考えます。このような取り組みを、多賀城市教育委員会としても行ってみたいかがでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

深谷議員の御質問にお答え申し上げます。

調整池とは何かということで冒頭いきなり言われたものですから、御存じのとおりだというふうに思いますけれども、雨がいっぱい降ったときにはそれを調整させる役目を持っているのが調整池というふうに、私自身は思っております。

本来の機能を発揮できなかったという話もございましたけれども、高橋地区の暫定調整池につきましては、先ほど、水が入らないと見越してそんなことをしたのかという話までありましたけれども、調整池以外の部分を東日本大震災による災害土砂の仮置き場として使用して、現在も土砂の撤去作業を進めておるわけでございます。

多目的調整池として活用してはとの御提案でございますけれども、復旧・復興事業を最優先して今行っておりますので、将来的には、高橋雨水幹線ができれば、地区の要望等を勘案して、調整池としての機能の有無も含めて、本来の近隣公園としての整備計画を検討してまいりたいと思います。

それから、また、桜木保育所の跡地につきまして、現段階で将来の利用計画はまだ未定でございますので、今後どのような利用が望ましいかを検討してまいりたいと思います。

2点目の、西部地区への災害公営住宅の整備についての御質問にお答えいたします。

初めに、現在運転休止中の新田浄水場についてでございますが、御承知のように、当施設は第3次拡張事業として昭和51年に整備し、地下水を水源として供給稼働してきたものの、経年による水源井の性状等の変化や浄水場施設の耐用年数経過とともに老朽化が著しく、さらには近年の水需要の低迷により平成17年4月から浄水場の運転を休止し、現在に至っているものでございます。その後、平成22年度に策定いたしました水道事業の基本計画である多賀城市水道ビジョンにおいても、新田浄水場については、平成26年度までに施設の廃止を含めて検討することとしております。

このような状況の中で、西部地区への災害公営住宅建設については、これまで議会からも提起をいただいております。また、仮設住宅にお住まいの方々との意見交換会でも多くの方々から同様の意見が寄せられたことを受けまして、新田浄水場用地を活用して災害公営住宅を建設したいと考えております。

また、コミュニティー施設については、今後、具体的に検討してまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上でございますけれども、昨今の社会問題についての御質問は、教育長から答弁させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

力強い御提案をいただきました3点目については、私のほうから御回答を申し上げます。

今、子供のいじめ問題が大きな社会問題であることは御指摘のとおりでございます。いじめはあってはならない行為ではありますが、心の葛藤の激しい幼少年期を考えると、どこにも起こり得るとの認識を持って児童・生徒の育成、指導に当たらなければならないと考えております。

教育委員会には、いじめの実態について各学校より毎月報告を受けておりますが、その際、いじめられたと認知する児童・生徒の立場に立ってその実態を把握して、指導に当たっております。ただし、いじめは表に出にくいことから、教師は、児童・生徒の諸活動に十分寄り添うこと、何でも話し合える人間関係をつくること、アンケート等により情報を早期に把握してその指導に努めることが、何よりも肝要であります。

多くは、学年会あるいは生徒指導部会を経てほぼ解決に至るわけではありますが、交友関係、家庭環境、成育歴、心理面等に難しい背景を持つ児童・生徒については、学校と教育委員会が十分な連携をとるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等の専門機関の協力を得て対応する必要があります。いじめ問題は、児童・生徒一人一人の問題にとどまるものではなく、思いやりや助け合いなどの価値を集団として共有するところには起きないと言われております。そのような意味で、一人一人の児童・生徒を愛情を持って把握すること、集団としてのよりよい価値をしっかりと身につける指導をすることが大切であります。その上で、いじめに対する毅然とした学校づくりをすること、いじめの早期発見、早期対応の連携、指導をしっかりとすること、家庭、学校、教育委員会、関係機関との十分な連携を図り、事の内容についてしっかりと共有することが大事であります。

また、先ほど御指摘のように、これまでには考えられないこととして、インターネットへの書き込みやメールによるいじめも新たな問題であります。これは学校での解決が難しいことから、警察を含めた外部機関とさらに連携して、その解決に努めてまいりたいと考えております。

今後とも、学校の相談機能を充実させ、一人一人の児童・生徒が大切にされる、いじめのない学校づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

4番深谷議員。

○4 番（深谷晃祐議員）

まずもって、冒頭に新田浄水場を取り壊しをして災害公営住宅を建設に向けて動くと、コミュニティ施設についても具体的に考えていくというお答えが、こんなに何か一発、前向きですばらしい御答弁をいただいたのが初めてでございますので、若干戸惑いを隠せないでおりますが、ありがとうございます。

現地再建ということの理にかなった形で、なおかつ市の上水道部の今土地であります、その土地の流れから一般会計で買い取りをする中で考えていくということに多分なるんでしょうけれども、ありがとうございます。

そこで、ちょっと1点だけ、ここで今、前段決算委員会等におきまして桜木地区災害公営住宅の着手と、それから新田地区についても整備の方向性が今現在示されたところでございますが、仮設住宅や民間借り上げに暮らす被災市民の皆さんは、これからの整備も含めて、今後いつまでに、どこに、どれだけ整備されるのかということのを早く知りたいということのを常々言うておられます。先般、多賀城市の災害公営住宅の建設予定について、今のところ桜木地区の150戸を整備するとのマスコミの報道がございました。あの報道内容ですと、被災された皆さんは不安感が増すばかりであったろうと思います。

そこで、被災した市民の皆さんに早く安心感を与えるという点で、本市における災害公営住宅の整備に係る全体像について早急に整備して明らかにすべきであると考えますが、これについても御答弁をいただければなと思います。整備する総戸数、それから建設する場所、完成時期、どのような方針でお考えなのかということをお答弁できる範囲でお願いいたします。

それから、2点目を先にちょっとしまして、1点目の多目的調整池の件ですが、今1回目の市長の答弁で、今までとちょっと変わった答弁があったんですけれども、現在堆積物を置いてある場所は、調整池として位置づけてない場所に堆積物を置いておられるというお話だったんですけれども、私はあそここの土地は全て調整池として、そこに前に座っておられた建設部長も、その前の建設部長もそのようにおっしゃっておたと記憶しているんですが、あそこは高橋雨水幹線の整備が終了次第、整備を進めていく方向にあるという御答弁も今までいただいております。

しかし、先ほど冠水ですとかあいつたことについては、あそこを堆積物の置き場として利用していたことについては、私は理解を示しております。というのは、あの状況下で場所もなく、どこに置けばいい何をすればいいという中で、限られた場所だった中で、あそこに置くしかなかった。でも、あそこに置くしかなかったけれども、あそこを今までの答弁の流れで言いますと、調整池としてあそこを使うということになっていて、それが高橋雨水幹線が整備されればあそこは調整池として使わない場所になると。

しかしながら、何度も何度も言うておりますとおり、あそこに水はたまっていないんです。どんなに雨が降っても水はたまらないんです。そのたまらない場所を、調整池としての機能を幾ら持たせていてもしょうがないでしょうということも含め、先ほどはちょっと嫌らしい言い方をして、あそこに堆積物を置いたということはそのことを認知したのではないかという言い方をしたんです。あそこに水はたまらないです。一時期議会からの質疑や何かの中で、あそこに西側のところに調整の弁というか排水の弁をつけておりますね。あれはたしか2,000万円ぐらいかかったとかというお話を聞いておるんですが、あれをつけても水はあっちから流れてきていないんです。ああいう余計な工事をするのであれば、あそこは発掘する工事でお金が必要だというふうに皆さんずっとおっしゃっているんだから、発掘をちょっとでも進めるとか、何か前向きに進む方向にお金を使うほうがよっぽど前向きだと考えます。

そこで、先ほどまず市長が御答弁した、その半分、今置いてあるいは場所は違う、調整池以外の場所だということところが、もしそういうことで理解しておいたほうがいいのか、あそこは全体として調整池ということなのか、この点について、お伺いいたします。あわせて、そういったですね、僕がその多目的調整池というのを見たのは、松森のごみ焼却場の脇に駐車場がございまして、その隣にグラウンドがあります。そのグラウンドに、「多目的広場は防災調整池として設置されています。豪雨時には雨水を貯水するように計画されています。降水の状況により避難の案内をいたしますが、雨がたまりはじめた場合には速やかに避難をしてください」ということで、雨が降れば貯水池、雨が降っていないふだんはグラウンドとしていろんな方が活用できるということなんです。これをすることで、これ桜木も同じようなちょっと御提案をさせていただいておりますが、現在、子供たちに「外で遊べ、外で遊べ」と言っても、外で遊べる場所がないんです。「家の中でゲームばかりやって」と言うけれども、昔みたいに外でボール投げをしていたら、後ろの隣の家から「うるさい」と言われる。多賀城市内で公園でボールが使える公園ってどこにありますか。子供たちに「外で遊べ、外で遊べ」と言うけれども、外で遊べる場所がないんです。だから、だっ広いそういうグラウンドでもあれば、子供たちも遊べるし、例えば高齢者の方々が健康のために楽しんでいるグラウンドゴルフできる場所にも使用できるんです。調整池として使いたい多賀城市、子供たちの遊び場として使いたい子供の保護者、で、そこを使いたい高齢者の方々はグラウンドゴルフとして使える場所ともなる。この3つを一体でやれるのは、多目的調整池として整備するのが一番かと思しますので、再度、御答弁をお願いいたします。

それから、学校の3点目の質問でございますが、教育長の御答弁は、そのまま真っ当な、誰が書いてもそういう答弁になるかなというふうに思います。あえて保護者の責任を問うというところは、これはなかなか教育委員会としては言えない言葉かなというところで、私はあえて4人の子を持つ親として、一小学校の保護者として発言をさせていただきました。

私が前段でお話ししたそのスクールカウンセラーということについて、お手元の、私これ今回資料をいただいたんですけども、いじめの実態を実際にきちんと把握しているのかということが、このいじめに対する課題の問題点提起なんですけれども、先ほども1回目の質問で申し上げましたとおり、これ中学校の欄を見ますと、相談人数も延べ人数で、多賀城中学校で71名、一番多いところだと第二中学校の179人、これは全て延べ人数なんです。誰が何回来たかということにはわかりません。何人がその対象になっていることがわかりません。その中で見ると、いじめは、中学校名は伏せますが3つ、1人、2人、1人というふうになっています。この2人というのは、これも延べで掲載されているので、一度いじめられたことのある人が2回相談に行っているのか、2人がいじめられているのかわかりません。そのほかのもすべてそうです。学校生活24、24人が1回ずつ相談なのか、12人が2回ずつ相談の24回なのか。その学校の中で起きていることを実際に把握するということで考えれば、延べ数で出しているのは全然意味がないと思いますので、これについてはぜひどうにかしていただきたいと思います。

そこで、私は、今回この質問に至るまでに、高校で今スクールカウンセラーをしている方とお話をさせていただいたんです。その際に、とっても衝撃的だったんですけども、いじめということで位置づけてしまうと、いじめという課題、まず、その担任の先生が書面を記すものがございましてね。それを校長先生に上げますね。そうすると、今後校長先生が書類を書いて、それを教育委員会に上げますよね。その流れの中で、先生が校長先生に、要は単純に言えば先生と校長先生と上がってきた教育委員会の、例えば人事的な評価になるのか何の評価になるのかわかりませんが、そういった評価につながることを恐れて、いじめという問題を人間関係や友人関係で上げているというような実態も少なからず

あると。その件数をこのスクールカウンセラー活用調査研究事業で見ると、人数としてまあ何となく理解できないでもないかなと、学校生活の中の課題と、これこんなにも細かく分ける必要はないから、もういじめなのか問題行動なのかということでもう分けちゃえば、本当に単純に分けられるような問題もいっぱいあるんじゃないかなと思うんですけれども。

でも、そういった先生方の評価の課題があります。で、その学校でそういう課題が起きたときに、それが保護者に対する体面もあります。でも、そういったことを、結果としていじめなのにいじめじゃないことにしてくれと、最近もありましたよね、要は、ああいうことがあってはいけないし、ないことを望んでいます。で、多賀城市の教育委員会においては、そんなことは絶対ないと信じています。でも、事が起きてから、こういうことがありましたとなったのでは遅いので、事が起きる前に、そういうことが予測されるわけなので、そういうことも予測して解決してもらいたいんです。だから、いじめの問題を早期発見と早期解決の、この解決の物差しも出してくれというお話なので、その部分についてもぜひお願いします。

それから、親学の点についても述べさせていただきました。親学というのは本当にやっていただきたいなと、既にもう取り組んでいる形があるとなれば、そういったこともお示ししていただければと思います。で、親学というのを、例えば多賀城市教育委員会でこのセミナーを開きます。だから、来てください。保護者に手紙を出して、そこに来る保護者はいいんです。その保護者は、来なくてもちゃんといろんなことを考えている保護者だから、心配だから来るんです。そういったものにも興味を示さない保護者に対してどういうふうに啓発していくかということが大切なので、その点についてどのようにお考えか、お願いします。

再質問は、最後、明石市の実例を先ほど言いました。親が考える、教職員が考える、この2つを提案しました。3つ目、子供たち自身に考えさせることも必要なんです。だから、子供たち自身にも考えさせる機会として、その明石市の教育委員会でやった、「いじめストップあかし」こども会議 2011」というような参考になるようなものがございまして、もしそういったところも参考にしてお気持ちがあれば、御答弁をお願いします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

深谷議員の再質問に答えたいと思います。

最初の調整池の関係は、建設部長から詳細を説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

私のほうからは、災害公営住宅の関係をお話し申し上げたいと思います。

いろいろとそちこちですね、入居の意向を踏まえながら今までやってきたわけでございますけれども、やっと整備の見通しが見えてきたということで、今週の月曜日、9月24日に開催いたしました震災復興推進本部会議で、それで整備方針を決定させていただきました。本当は皆さん全員のところで、別の段階でお話ししようかなと思ったんですけれども、質問だからお話ししますけれども、整備戸数は、国の災害査定に基づく整備限度が全部で532戸ということでございます。この戸数が上限ということで、随時調整を図りながら整備を進めることといたしました。建設場所とおおむねの戸数につきましては、桜木地区、最初150戸と言ったんですけれども、160戸ですか、あれは県有地が脇にあるもので

すから、それも含めて160戸と、前より10戸ふえたということです。それから、新田地区に48戸、それから鶴ヶ谷ですね。鶴ヶ谷に274戸、まだ、これも学院大と調整している段階でございますけれども274戸。それから、宮内が50戸ということでございます。で、完成時期が、整備手法にもよるわけでございますけれども、桜木と新田が平成26年度、鶴ヶ谷が平成27年度、宮内は平成28年度を目標に進めることとしております。

この災害公営住宅の整備事業費が約160億円と、莫大なものとなるわけございまして、国の復興交付金を活用しなければ、なかなかできないわけでございます。その申請に向けて今鋭意進めているところでございます。ぜひ御理解のほどをよろしくお願いしたいと。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

高橋の遊水池の関係でございますけれども、まず最初に、確かに調整池としてはうまく機能していないということは認めざるを得ません。理屈上は、その特養老の角にあるますから逆流させて流れてくるということではあるんですが、うまく機能していないということは認めざるを得ないと、事実だと思えます。で、実際の調整機能としては、あそこは7,200立方メートルの水をためるという計算上はなっております。いわゆる7.2トンの水を一時貯留させるということになってございまして、実際は、路面から1メートルの深さがあれば7,200平米で済むんですが、実際50センチとかその程度のもんですから、50から1メートルという計算上からいうと、1万平米あれば調整池としての役割は果たさだろうという判断をさせていただきました。あの高橋公園については2万1,000平米でございますので、約半分部分を調整池の区域として判断させていただいて、昨年、現場のほうに出向いて、西側半分程度をあけるようにということで、そのあたりから東側に土砂を積んでくれということで現場で指示させていただいたということで、ただ、予想以上の災害土砂の量が多かったということもあって、多少そのあけたところにまた押し込んでいったという部分はあるかというふうに思います。その西側半分程度はあけて土砂は運ぶようにということでは、一応指示させていただいたということでございますので、御了解願いたいというふうに思います。

あと、先ほど桜木の保育所跡地の関係で、ボール遊びができる公園がないのではないかという話がございました。それもまさしく事実でございます。実際使えるのは中央公園とか、今まだ使えない多賀城公園とか、あるいは緩衝緑地公園とか。で、多分整備されれば高橋公園も多分そういうボール遊びができるようになると思います。広いので。そういう状況からすると、現在使えるのは中央公園だけということで、身近な住宅地にある公園については、当然その周りの住宅地にボールが飛んでいたりいろいろな支障がございますので一切禁止してございますが、そういう意味ではボール遊びができる公園は非常に少ないと、身近なところにはないということは、事実でございます。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

まず、いじめのことというふうなことで先ほどお話がございましたが、まずもって、この深谷議員が持っているこれについては延べ人数というふうなことで、これではわからないだろうと、そのとおりです。これは、やはり改善しなくてないというふうに思います。それで、ただし、別なまとめ方もあるものですから、そっちのほうは実数でちょっと書いてあるものありますので、これをそのままつくってどうのこうのというふうなことではございませんので、この表は改善して、どれを見ても実数でわかるというふうなことになればありがたいかなというふうに思います。

それから、カウンセラーの相談、そのあれが少ないんじゃないかというふうなことで、学校の指導態勢といいますか、これはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、これは週1回なんです。ですから、毎日毎日子供に寄り添って一緒に教育活動をしながらというふうな、そうであればこれはありがたいわけですが、週1日来ると。実は平成20年度までは、中学校にはかなり前から配置されていましたが、その中学校のカウンセラーを活用しなさいというふうになっていたんですがね、現場からはそれではとてもとても対応できないというふうなことで、小学校にも配置するようになりまして、これはありがたいなというふうに思っております。合計7人の方がおりますので、これについては、お互いに貸し借りと言ったらおかしいんですが、いろんなその連携をしながら、7人をフルにうまく活用していると。ただし、週1回というふうなことです。それで、本市ではありがたいというふうなことで、市でこれ設置しているんですが心の教室相談員という、これは時数はちょっと短いんですが、1日4時間ですかね、ですが、毎日出ております。そういうふうな方々が細々と日誌をつくって、誰がどういうふうなのか何が問題なのかというふうなことをまとめたのも、教育委員会に報告されております。そういうふうなスクールソーシャルワーカー、それからスクールカウンセラー、あるいは心の教室相談員、生徒指導補助員、そしてまた生徒指導担当というふうな先生方を交えた合同のケース会議なり、生徒指導会議をもって行っておりますので、ここに載っている件数が、どうしても特に内面的な問題のある子供についてはお願いしなくてないというふうなこと、それ以前で解決されていることもありますので、ここに載っているのがゼロなので、全くどうなのかというふうなことはございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、この数字が出て教職員のその評価とか学校の評価ということは、全くこれはナンセンスですね、そういうことはありません。それで、本市では、先生方が教育活動で見て、あれがいじめだとかこれがいじめだとか、そこで切るのではなくて、簡単なアンケート調査があるんですが、内容は……。早期に情報をキャッチするというのが大事ですね。やっぱり先手必勝ですから、大きく伸びてから切るのは大変ですよ。それで、例えば、時間があれですが、学校生活アンケートという、もう簡単に「学校は楽しいですか」「今、先生に相談したいことがありますか」「今、誰かにいじめられていることがありますか」「このごろ誰かがいじめていることを見たことがありますか」こんな程度のやつをとって、やはり先生方の目にはなかなか届かないことがありますので、そういうようなもので情報をいち早く集めているというふうなことでございます。

学校自身、当然ですね、保護者どうのこうのと言う前に学校自身がやはり自省しながら、子供たちの喜びをいかに与えて、わかった、できた、ほめられた、認められたというふうなですね、ふつふつとした心情を持っていく、そこはやっぱり一番の土台は学級だと思ひます。そういうふうな信頼関係ができて初めて子供たちが新たな自己肯定感を持ちながら、先ほどお話しになりましたがね、そして、また、自尊心を持ちながら成長していくんだらうというふうに思ひます。

ほうきでさっと掃くようになかなかうまくいかないのが、この生徒指導の問題でありますので、今後よろしくお願ひしますし、あとは明石市のことに関連するんですが、ささやか

ではありますが、ここ学力向上パワーアップ授業というのを始めました。これまでは学力向上プログラム授業です。これは、教職員の授業力をいかに高めるかというのがプログラム授業なのですが、パワーアップ授業は、その下地をどうつくるかというふうなことがありますので、今これ進めております。これは、家庭はどうあるべきか、そしてまた、その教育活動のその下地はどうつくったらいいかというふうなことで、先般、先ほどお話しになったようにサポートセンターでやったんですがね、保護者向けにね。で、子育ての親学につながるんでしょうか、集まった方々は60名ほど集まったんですが、そういうふうな自助努力はしておるんですが、御指摘のことについて、今後いろいろいただいて、それを取り入れていきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（板橋恵一）

4番深谷議員。

○4番（深谷晃祐議員）

まだちょっと、時間内になるように頑張ります。

教育長、今の親学のところですね、私が再三言っておりますとおり、こういった社会問題を生む背景はやっぱり家庭というこの小さな社会を構成するその中で、一番築いていかなければいけないものだと思うので、その親学を、例えばそういった機会を、入学式だとか卒業式だとか、そういった保護者の方々がその集まるときを、その場所と時間とそういったところを使って適時開催していただいてやっていただければと思いますので、いじめ等について先ほど資料のほうも今後というお話があったので、その点についても良とさせていただきます。

災害公営住宅新田のところに関しては、市長からその全体像とその工法、それから今後いつまでというお話、全ていただきましたので、今後その計画年次にきちんと入居できるように進めていただければ、被災者の方々も安心できるのかなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いします。

それから、ここだけはちょっと気になるんですけども、先ほど2万1,000平米で、必要なのは7.2トンと、で、7,200平米というお話がございました。これというのは、要は半分ということの、先ほどの流れをそのまま酌んで、では、もう半分は貯水池としては必要ないということと考えたということですよ。であれば、あの堆積物が今置いてあるところは、転圧状態になっておりますね。あそこというのは文化財が下にあって発掘するのにお金がかかるから、公園として整備するには大変お金がかかる場所、そういうことも理解しております。しかしながら、あの転圧期間は、どれぐらい転圧していたかということ、震災発生直後から今まで、要は約1年半の間、この間見てきたんですけども、かなりの大きさを転圧しているわけですね。そうすると、文化財のその遺構関係の問題もいろいろ出てくるのかななんて考えたときに、結果として、発掘をせずともあそこに物を置いている今の現在の状況を見れば、七ヶ浜のところに土を運んでいるのももちろん必要なことかと思えます。あのままあそこに改良土も半分ございますね。さっそう流して、その上にきれいな土を引いて、半分グラウンドにもう整備しながら貯水池として整備するのはいかなものかなというふうに思うんですけども、若干飛躍しましたが、その辺についてもし回答できそうなところがあれば、最後に回答をお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

高橋公園につきましては、文化財のほうに確認してございまして、あそこの区画整理のした時点で中世の遺構も発見されているということもございまして、基本的には全面発掘が必要です、高橋公園についても。ただ、その盛り土がどのぐらいとか、掘削が何メートルぐらいということによっては発掘の方法が変わる可能性も高いので、それについては今明確に答えられませんが、それは文化財のほうと協議しながらやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（板橋恵一）

ここで 15 分間の休憩といたします。再開は 11 時 10 分といたします。

午前 10 時 59 分 休憩

午前 11 時 10 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

13 番根本朝栄議員の登壇を許します。根本議員。

（13 番 根本朝栄議員登壇）

○13 番（根本朝栄議員）

私の質問は通告どおり乳幼児医療費助成制度の拡充について、次の 3 点でございます。

乳幼児医療費助成制度につきましては、児童手当や出産育児一時金などと同じく、経済的側面から子育て支援を行う大変重要な施策となっております。この事業の拡充については、本市のまちづくりと深くかかわる大きな課題の一つと認識しております。そもそもこの乳幼児医療費助成制度は県の事業となっており、県が指定する対象者は、入院が未就学児童、通院は 2 歳児までとなっております。各市町村でこの事業を実施する場合は、県より事業費の半分が助成されるという仕組みであります。県の対象年齢より拡大する場合は、拡大した分、市町村独自の負担となっており、そのため、各市町村の財政状況などにより、助成する対象年齢にばらつきが生じているのが現状でございます。

本市におきましては、現在、入院、通院ともに未就学児童までが対象となっており、県の補助対象になっていない 3 歳児から未就学までの通院分については、市独自の財源で拡充を図っております。

さて、近隣市町の実施状況でございますが、仙台市においては、通院が小学校 3 年生まで、入院が中学 3 年生までとなっております。また、ベッドタウンとして仙台市に隣接する富谷町では、仙台市と同じく、通院で小学校 3 年生まで、入院で中学 3 年生までとなっており、さらに、利府町においては、入院、通院ともに小学校 6 年生までが対象となっております。いずれの自治体においても本市より拡充を図り、手厚く子育て支援を実施している状況でございます。

本市には、若い子育て世代が多く、出生率も県内で第 3 位となっておりますが、その若い世代の方たちが子育てしやすい環境の近隣市町へ流出するのではないかと不安を抱くものであります。現に、富谷町や利府町では人口が急増していることも皆様御案内のとおり

であります。これからの多賀城市のまちづくりにとってキーワードの1つは、「元気・活力」であります。町全体に活力がみなぎり、活気があふれているまちは栄えていくことは間違いありません。そういう意味で、多賀城市に若い世代の方々が集まり、定住していただくというその考え方が基本に備わってこそ、さまざまなまちづくりが可能となりますのであります。若い子育て家庭の方々が多賀城市から離れたくない、そしてまた市外の方々からも多賀城市へ移り住みたいと思われるような環境を築いていくためには、思い切った魅力ある子育て支援策が何よりも重要と認識するものであります。

したがって、本市におきましても、入院及び通院ともに小学校6年生まで医療費の無料化を図り、手厚く子育て支援策を講じるべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

また、所得制限についてでございますが、富谷町においては所得制限を設けておらず、全ての所得階層の方が対象になっております。仙台市と利府町では所得制限が設けられているものの、扶養親族の人数に応じた限度額が多賀城市より低く設定されており、より多くの児童が対象となっているのであります。

このように近隣市町が多賀城市より対象年齢と限度額を拡大している現状を、市長はどのように受けとめているのでありましょうか。所得制限につきましても、仙台市や利府町と同様の限度額を設定して、対象者の拡大を図るべきと考えますが、重ねて市長の見解を伺います。

最後に、拡充する財源について伺います。

平成21年度決算質疑及び平成23年度予算質疑、そして本年の第1回定例会の一般質問の中で、太陽の家の施設のあり方について質問させていただきました。結論から申し上げます、いつでも相談と療育指導ができる体制を構築し、法に基づいた障害児施設に見直すべきだと質問したものであります。当局におきましても私の考え方に賛意を示していただき、施設のあり方については、専門家の意見も踏まえ十分に検討するとのことでありました。昨日の藤原議員の質問で、平成24年度中には一定の方向性を出したいとの回答でございました。

また、障害児の施設として見直した場合は、かなりの財源が浮くことも明らかになっております。私は、小学校6年生まで入・通院とも無料化の対象とすべきだと申し上げておりますが、乳幼児とは異なり小学生になれば抵抗力もつき、医療機関にかかる頻度も乳幼児よりはるかに少ないと考えます。したがって、この事業の拡充に要する財源については、太陽の家への見直しを図り、浮いた財源を活用してはどうかと提案いたしますが、財源の活用策も含め、市長の理解ある答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

根本議員の御質問にお答えいたします。

御質問は3点でございましたが、関連しますので一括でお答えします。

乳幼児医療費助成制度に係る対象年齢の拡大につきましては、平成21年4月から、通院に対する対象年齢を3歳から小学校入学前までに拡大し、単独財源を充てて実施してまいりました。近年、助成を拡大する市町村がふえていることも承知しておりますが、現在、

本市では災害復旧・復興を最優先の課題として取り組んでいるところであり、現段階でさらに単独財源を確保することは大変厳しい状況でございます。

しかし、少子高齢化が進む中、子育て支援と若い世代の定住化を図るという視点から、同事業を充実させることは大変重要なことであると私も認識しているところでございますので、御提案いただきまして対象年齢の拡大等については、国や県に対する制度の拡充をこれまでどおり強く要望していくとともに、近隣市町の動向を勘案しながら前向きに考えたいと思います。

なお、必要な財源を太陽の家の運営変更により生み出してはいかがかという御提案につきましては、昨日、藤原議員の御質問にお答え申し上げましたとおり、年度内には検討結果について一定の方向性をお示したいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

13番根本議員。

○13番（根本朝栄議員）

市長の答弁、最後は前向きにと言ったんですけれども、前向きな答弁だったのかな、ちょっと。前向きにしておきますかね。災害復旧に今専念していて難しいと言いながらも、必要性は十分に理解しているということで、国、県にも要望しながら前向きに取り組んでいくということですので、国、県に要望することを前向きに取り組んでいくのか、この事業そのものを取り組みながら、事業そのものもしっかりと検討していきたいという思いが如実にあらわれていると、こういう理解でよろしいですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

それで、最後、財源の問題で、一定の方向性を出すというのは本年度中に、これはきのうの質疑でもわかりました、質問でも。財源も、きのうは藤原議員は4,000万円ぐらいだと言ったんですね。私は、質疑の中で、予算かな決算かなのときの当時の部長は、浮く財源が約6,000万円ぐらいではないかということをおっしゃっていました。そうすると、大体4,000万円から6,000万円の財源は浮くということになります。法の施設とした場合はね。そうした場合に、その財源を活用するということまでは言っていないですね。この財源を浮いた分、やはり私は子育て支援に使うべきだと、今までが子育て支援に使ったお金であるということを考えると、この事業の充実のためにこのお金を優先的に活用すべきだと、このような質問だったんですね。そのことについて、もう一度再度お願いしたいと思います。

それで、私はなぜこの質問をするかというと、まず、多賀城市に若い人たちが集まって定住してもらいたいと、そのためには何が必要かということなんです。そう考えたときに、直接私は相談を受けました。これは年配の方から相談をいただいたんですね。「うちの孫が生まれるんだ。でね、仙台市のほうが医療費が随分安いみたいだ」と、おばあちゃんがかっているんですよ。「多賀城市は何でそこまでできないんですか」と、こう言うわけですよ。「うちの娘は仙台市に引っ越したいと言っている」という話をじかにこう聞いたわけなんです。

それから、若い世代の方からも、高橋の人から、「多賀城市に本当は住もうと思ったんだけど、医療費がちょっと仙台市より高いので、子供のためにやっぱり仙台市に住むことにしました」という、そういう報告をいただいたこともあったりして、やっぱりその一

番憂えるのは、仙台市の近隣市町ベッドタウンとして富谷町も人口が非常にふえて、このような子育て支援をやっている。利府町もベッドタウンとして人口がふえて、こういう制度をきちっとやっている。そういう中であって、多賀城市が隣同士であってやらないということは、仙台市にやはり移動したり、あるいは富谷町に行ったり利府町に行ったりと、それを非常に私は懸念している。将来の多賀城市にとってもマイナスだと、こういうことになると思うんですね。そういう意味で、やっぱりこの辺の部分はきちっと多賀城市でも早期に、これは対策を講じてやっていく必要性の高い事業だなと、このように認識しておりますので、その私の今言った認識は市長と共通するものなのかどうか、これも2つ目の回答をお願いします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

1点目の関係ですけれども、国や県に対しての制度の拡充を一生懸命やりますということで前向きに、そちらに前向きにと言った覚えはありません、当然でございます。（「大変失礼しました」の声あり）

もう全国市長会でも、どこの首長方もやっぱりこれはみんなこう格差がどこの地域でもあるんですよね。ですから、これは国のほうで本当はやってもらうべきだという意見もかなり出ているわけでございまして、この宮城県にとってもそれなりの格差があるわけでございすけれども、前向きにと言ったわけでございますから、ちゃんと前向きにそれは考えさせていただくことをお約束したいというふうに思っております。それでよろしいでしょうか。（「財源」の声あり）

財源のほう、ただ、これは藤原議員の御質問にお答えしたんですけれども、これは固定財源ではありませんよね、はっきり言いましてね。安定した財源ではないけれども、そちらのほうも勘案しながらということで、頑張ってまいりたいと思います。

○議長（板橋恵一）

13番根本議員。

○13番（根本朝栄議員）

私は3点を質問を申し上げたんですけれども、2点目の所得制限についてはちょっと回答なかったんですね。所得制限も同様にやるということになっているのかどうか、その辺はどうなんでしょう、答弁なかったのをお願いします。

今の時点での市長の答弁、前向きに検討するということ、評価をさせていただきたいと思えます。その1点だけ答弁をお願いします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

所得制限は、これはどこまでやるかということを考えながら、当然所得制限を入れなくてはいけないかなという思いはあるんです。ですから、その辺をもう少しいろいろと財政のほうとも相談しながらやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（板橋恵一）

6 番米澤まき子議員の登壇を許します。米澤議員。

（6 番 米澤まき子議員登壇）

○6 番（米澤まき子議員）

私からは、多賀城市からのエリアメールの内容についてが1点と、それから、飼い主のいない猫、野良猫の対策についてです。

災害時の有効な情報伝達手段として、昨年11月1日から取り入れられましたエリアメールが、津波注意発令の際に配信されました。携帯電話会社が現在1社だけの契約であり、全市民に対しての平等なサービスとは言いがたいと思います。

私なりに近隣の市町村の加入状況についてちょっと調べてみました。1社のみというのが本市とそれから利府町なんですね。そして七ヶ浜が全社と加入しておりまして、仙台市も今回全社との契約ということで、松島だけが、どこともまだ契約されていないということで、塩竈市が現在2社ということになっておりました。

津波被害で、市内は3分の1ということの被害状況があります。早急に導入の必要性を感じましたので、この対応について伺うものです。

また、8月19日深夜22時35分にJX日鉱日石エネルギー株式会社仙台製油所からの火災が発生しました。的確な情報がままたまならない中、消防自動車の数と、おびただしいサイレンの音で胸騒ぎを覚えました。大代地区住民にとって、昨年3月11日を思い起こさせる残像がまだ残っている状況であります。「また避難をしなければならないかと不安で眠れませんでした」と、翌日、住民の方々からの声でした。火災の原因の詳細は翌日JXの担当の方が見え、伺いましたが、火災が小さかったこと、いわゆる初期消火の時点で鎮火したということがあった。そして、その時間帯が深夜であったために広報はしなかったという状況でした。そんな説明を受けたんですけれども、そんなことがあって、災害時に、私たち市民にとって本当に必要な情報が得られないのではないかと強く疑問を、そして不安も感じました。

市民の命を守る広報の手段は多ければ多いほどいいと思います。よって、緊急時、企業側からの情報をエリアメール、事前登録でQRコードというのがあります。それで携帯に登録しながら配信することが可能かどうか、伺います。

次に、震災前そして震災後と、地域を悩ませている問題の1つに、飼い主のいない猫の問題があります。あちこちにふんをされて困る、いきなり倉庫から飛び出して驚き、腰を抜かしたなど、問題を引き起こす原因として猫がふえ過ぎたことがあると考えられます。地域だけの解決にはやはり限度があります。

今回、この質問に当たり住民の方々から直接の相談も多くありました。2012年4月11日の河北の朝刊に、仙台市の動物管理センターに引き取られ殺処分激減という見出しが目に入りました。内容は、ボランティアによる譲渡会で多くの命が救われたこと、そして、市の助成制度があるという不妊去勢手術でここ数年、自然繁殖が抑制されている効果が大いという内容でした。

また、ことしの7月23日付の河北の朝刊には、人間の都合で行き場をなくした動物たちの受け皿を早急に社会に準備していくことが必要という内容の投稿記事が目にとまりました。内容は、ことしの3月、石巻市の仮設住宅で酒を飲んで暴れた男性の部屋から飼い猫

を救出し、猫は家庭用さおの中に閉じ込められていて、餌も水もありませんでした。人間の子供なら真っ先に救出されるはずですが、動物には社会の受け皿がないことを痛感。この方は、現在石巻市に拠点を置き、捨て犬や野良猫などの現状を多くの人に知ってもらい、助けを必要としている動物にかかわっている人に協力、応援するという活動を続けているNPO 法人アニマルクラブ石巻の代表の阿部智子さんでした。後に、阿部さんとは多賀城市で私がお会いすることになり、捨て猫や野良猫、保健所で処分される命を減らすためには不妊去勢手術の徹底だと痛感しました。石巻市に不妊予防センターを開設にこぎつけた方です。こうして直接お話を伺うことに、命の深さと奥深い問題が潜んでいることに気づかされました。

2007年に宮城県動物愛護管理計画を策定しました。犬猫の引き取り数減少を目指して、地域の実情を踏まえた動物の愛護管理のあり方の合意形成を掲げました。ことしは、同計画の見直しが行われます。全国でも取り組みが進んでいる地域として一番に有名なのが、多分熊本市だと思えます。続いて、私が調べた内容によりまして、東京都の文京区、ここは全額補助をしております、去勢手術費に対しての助成を全額しているというところなんです。猫を排除することによって問題を解決することではなくて、行政と地域住民、ボランティアが連携し、各活動を実施、問題解決に取り組み、野良猫を地域猫と位置づけるなど、人と猫が快適に共生できるまちづくりを目指しています。

猫や犬は人が大昔に自然から切り離し、人と一緒に生活するように体のつくりも習性も変えた動物です。適正な数になるように自然環境が繁殖をコントロールしている野生動物ではないため、数が多くなり過ぎないように繁殖をコントロールするのは人の義務だということをお忘れしているのではないかと。猫に限らず飼っている動物の数がふえ続けると、適切な世話が行き届かず動物自体を苦しめ、ふん尿、鳴き声などで地域住民にも迷惑となります。猫は1年間に平均2回出産します。一度に5匹から6匹の子猫を生み、1年で10匹から12匹ふえていくというのが、野良猫です。野良猫の寿命は4年から5年といわれて、3年過ぎると年々減っていくといわれています。飼い主さんも自然のほうがいいということで、割と手術をしない方が多くみられるそうです。今、全国各地で猫を殺さずに人との共生に人々が心配りする地域猫プランが苦心の末に試みられています。猫好きな人、嫌いな人、地域住民の合意形成は難しいと思えます。野良猫がふえ過ぎないようにするために、市民全体で取り組める今後の対策について伺います。

以上で最初の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

米澤議員の御質問にお答え申し上げます。

1点目のメール配信サービスについてでございますが、御質問にありましたとおり、現在エリアメールは携帯電話会社1社と契約を結び、対応しております。残る大手2社につきましても、緊急速報メールの導入準備を現在進めているところであり、できるだけ早期に導入してまいりたいと考えております。

また、JXの災害時における情報伝達でございますが、災害事案の程度によって連絡する手段が違ってくものと考えております。例えば、各小・中学校が使用している不審者情報メール配信システムがございますが、小規模の災害時には、同じようなメール配信の仕組

みを用いて、JX が直接特定地域の住民に対して情報発信を行う方法もあるかと思えます。一方、市内全域に及ぶような大規模な災害時には、御提案のエリアメールのほか、防災行政無線や巡回広報などにより全域にお知らせするなど、災害の程度に応じて連絡手段や方法を選択することも必要と考えております。今後こういった方法が安全・安心をより高めることにつながるかを地域の皆様方と話し合いをしながら検討してまいりたいと思えます。

次に、飼い主のいない猫対策についての御質問でございますが、議員御指摘の飼い主のいない猫に関する苦情は、本年 4 月以降では 2 件寄せられております。その内容は、いずれも飼い主のいない猫があたり構わずふんをするので、猫に餌を与えている人に注意してほしいとの内容でございました。生活環境課では、苦情のあった都度、宮城県塩釜保健所と同行し、餌を与える人に対して、むやみに餌を与えないよう注意しております。また、広報多賀城 9 月号に、飼い主のいない猫を含む野生動物にむやみに餌を与えないことをお願いする記事を掲載し、啓発に努めております。

次に、他自治体の取り組み状況でございますが、平成 22 年 2 月に環境省が、住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドラインを発表し、その中で、飼い主のいない猫対策として、地域猫活動が猫によるさまざまな被害を軽減する有効な方策であるとの提言を行っております。この地域猫活動とは、殺処分の方法に頼ることなく、地域住民と飼い主のいない猫との共生を目指す市町村の助成制度により不妊去勢手術を行った上で放した後に、地域で餌を与えたり新しい飼い主を捜して飼い猫にしていくことで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としております。環境省の提言を受けて実践した市町村の取り組み状況を確認すると、地域猫活動により不妊去勢手術を受けた飼い主のいない猫は理論的には一世代限りでいなくなりますが、一定期間は猫の被害が継続したり、また、近隣市町村との足並みをそろえて実施しないと当該市内への捨て猫が増加することなどの理由により、即効的な解決策ではないことが浮き彫りになってきております。こうしたことから、飼い主のいない猫対策については、実際に被害を受けている地域住民や、さらには獣医師会等の御理解と御協力が不可欠であり、猫好きな方、猫嫌いな方を含めて広く意見を伺っていくことが重要です。

これらを踏まえまして、今後、本市では、生まれてきたペットの生命の大切さを十分に意識していただき、ペットを安易に捨てることのないよう啓発活動を強化してまいります。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

6 番米澤議員。

○6 番（米澤まき子議員）

今の御答弁の中で、エリアメール、携帯会社とのできるだけ早期に導入してまいりたいという答弁でした。現在進めているということは、もういつ導入してもいいということが、もう日程的に決まっているのではないかなというふうに、私的にはそういうふうに受け取ったんですが、もしそれも確実に何月から実施できますよという答えがあれば、それをお知らせをお願いしたいと思います。

それから、JX の件なんですけれども、実際に消火活動をする間もなく、すぐにもう鎮火になったので、小さい火事だったということで、それについての報告義務というのは消防署のほうには必ず行きますよね、その JX から消防署のほうに。その時点で、もう消防自動車に来てしまったんですと、実際にはドアを開けて閉めた途端にはもう消火はなったんだ

と、でも、それを住民に伝えようか伝えまいかという、その事の大きさによって伝える、伝えないというふうに判断された時点が、私たちにとってはそれが何となくすごく不安に陥ったという、でも、消防自動車は39台その当日出ましたね。ですから、深夜ということもあり余計こう響き渡って、私は正直言って松島消防署に電話を入れたんです。多賀城消防署では多分混乱していてなかなか対応してくれないかなと思ったら、そうしたら、JXからの火災なんですということのお返事をいただいたんですね。その後、JXのほうから深夜にわたって連絡をいただいたんですが、たまたま事務所だったために私は受け取ることができず、どういった内容かというのが全然わからなかったんです。その翌日その留守電に入っていた担当の方にあとお電話して、実はこういうわけだったんですというふうな内容だったんですけれども、私だけわかっても、今度住民の方はやっぱり不安なんですよね、やっぱりね。そして、やっぱり独自に消防署に連絡を入れたという方もいらしたということを知りました。やっぱりこういったときというのは、小さい、大きいにかかわらず何かやっぱり情報を欲しいよねということが、住民の皆さんから寄せられた声が一番大きかったんですよね。

なので、やはり今回こういった、必ずしもこの携帯を持っていても、高齢者の方はメールがない方もいらっしゃるんですよね。なので、今回提示させていただいたのがQRコードがついていれば、それで登録して、その企業側からの、JXからの配信ができるのではないかと。JXは24時間体制でありますので、それが可能ではないかなということで、エリアメールもいいんですけれども、できる方はいらっしゃると思います。でも、それが全ての方にはそれが届かないかなと思って、そのQRコードという形を提案させていただきました。

答弁の中で、いわゆる小学校の不審者情報というのはまちコミという、いわゆるまちコミですよね、たしかね。そして、それが学年別にメールアドレスが違って、それぞれに学年別の別々の情報が配信してもらえるとという内容でしたので、それもすごく地域的に、じゃあ大代とそれから笠神とか、それを別々にいろんな情報が別々に配信できるのでとてもいいかなと思いましたけれども、その辺が地域の住民の方と今後お話を伺いながら対応していくというお話でした。でも、これは地域別に皆さんそういったものを説明しながら、JX側がやっていくんでしょうか。これは行政も一緒に絡めた形で、地域の住民の皆さんにそういった話し合いといいますか、先ほど、やるかということで検討して考えていくというふうな答弁でしたので、この辺もどういう形で地域の皆さんと図っていくのか、御答弁をお願いしたいと思います。

続いて、地域猫、野良猫なんですけれども、実際にこの問題に携わってみて、本当に難しいなと思いました。そして、多賀城市にも市民団体の方、そして個人でやられている方も結構多くいらっしゃるということに気づきました。その中で、一番私も思ったのが、皆さんの思いを受けとめている段階だけでは、とてもこれという解決方法がなかなか見つからないなと実際に思いました。たまたま調べていて、東京の都内の新宿区が一番の、これがすごくすばらしい取り組みをしているなというのを思った事案があります。もうことして10年目になる活動なんだそうです。「猫なんでも苦情相談会」という、猫に迷惑をかけられている方、そして、猫の飼い主の方で何か悩まれている方、それから保護活動に関心のある方が一堂に、年に一度開催されるんだそうです。これは、その地域猫の対策の多様な取り組みの中で、区民の皆さんとともに猫の調和のとれたまちづくり事業という形の中で行っているようなんです。なかなか10年かけてもなかなか難しい面もありますというふうなお話でしたけれども、これもやはり三者協働の仕組みの課題というの、多分やっぱりその合意形成というところにあるような気がいたします。なので、私からもこれが一つの提案なんですけれども、今みたいに、「猫なんでも苦情相談会」というのを、ぜひこれを一度市を挙げてやってみてはいかがでしょうか、その辺も御解答できればと思います。

○議長（板橋惠一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

米澤議員からの再質問にお答え申し上げます。

エリアメールですけれども、au が大体 10 月から稼働できるという状態だそうでございます。それから、ソフトバンクのほうは年度内をめどにということで、ですから、そんなに遠くはないんですけれども、稼働できることはそのとおりだというふうに思います。

先ほどの再質問でもありましたけれども、JX の火事の際に住民に伝えるかどうかというのは、これは夜中だと、そんなに規模が大きいやつでない場合には、担当者もかなり迷うんですよね、恐らくね。そういう話も聞きました、担当者からね、交通防災課から。だから、その辺を。でも火急の場合、大変なときには、当然夜中だろうが何だろうが、それなりの放送あるいは広報車を回すとか、そんなことをやらなくちゃいけないし。もう少しじっくりとその辺の程度問題も含めて地域の方々と話し合いを詰めていくのがいいのかなというふうな思いがいたしますので、その辺のちょっと具体的なものは総務部長のほうからお話しさせます。

それから、猫の関係の新宿で年一度「猫なんでも苦情相談会」があるということだったので、その辺のことにしましては、市民経済部長から話しさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（板橋惠一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

JX とのその関係の分でお答えしたいと思います。

御提案のありましたエリアメールの事前登録、QR コードを使ったやり方、これも一つの方法かと思えます。よく東京なんかでは、勝手に電話にメールが入ってくるような仕組みになっています。これは企業側がその仕組みを利用していわゆるその PR を提供している配信システムということになりますけれども、これは一定の費用がかかる話だと思えます。

したがって、その辺の問題もあろうかと思えますけれども、いずれ先ほど市長が申し上げましたように、企業側とすれば適切な行動をとったわけなんです。火災が発生したので、法令に基づいて消防署に連絡をして、消防署は消火の体制で現地に向かったと。ところが、着いたときにはもう既に消火に至っていたということだったものですから、それらでサイレンをけたたましく鳴らしながら、大代地区の皆さんには何事かというふうな感じで一様に心配を与えたということだったんですけれども、ただいま市長がお話ししましたように、これも夜中にどういうふうな形で鎮火であって、あるいはその火災の状況がどうであったと細かい情報を伝えるということはなかなか難しいかと思えます。その辺も含めながら、御提案のあったその QR コードによる登録なり、これは電話番号による登録だと思うんですけれども、もう 1 つのほうは、いわゆるメールアドレスに登録によって配信する方法もあろうかと思えます。この辺も地域の皆さんとですね、どういった方法で、今後こういった問題があった場合に対処していけばいいかというふうなことをしっかり話し合

いながら、いい方法を見つけ出していきたいというふうに思っておりますので、よろしく
お願いします。

○議長（板橋惠一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

それでは、私のほうからは、ただいま御紹介をいただきました新宿区の「猫なんでも苦情
相談会」に関して御答弁させていただきます。

本市におきましては、ただいまの市長が御回答申し上げましたとおり、4月以降では2件
の飼い主のいない猫に苦情が寄せられて、塩釜保健所と同行してその解決に当たっており
ました。近くでは、昨年、一昨年含めまして大きいその飼い主のいない猫の問題といたし
ましては、空き家になっているところに、その飼い主のいない猫が巣をつくって、個体が
ふえて、それで周辺の住民の方から苦情、地域の環境が荒らされているというふうなこ
とで寄せられておりまして、2件ほどありましたが、いずれもその後建物を解体して、現在
のところはそういった問題は解消したというふうなことでございました。この問題につ
いては、朝晩の散歩に猫の大好きな方が置き餌をやって、それで個体が10匹、数十匹と
ふえたというふうなことでございました。

この問題につきましては、議員もお話のとおり、猫好きな方あるいは猫嫌いな方、ややも
しますと一方的に言えば人間同士のトラブルにも発展しかねない問題であります。本市に
おきましても、飼い主のいない猫のこの問題に関しましてボランティア団体がございま
したが、今その代表者の方がちょっとお体を悪くいたしまして、活動をここ2年ぐら
いは休止しているというような状況にもありますことから、私のほうでは、その相
談会というふうな御提案もございましたものですから、何とかその活動を再開する
ような体制をできないものか、再度御相談してまいりたいというふうに思っており
ます。

以上でございます。

○議長（板橋惠一）

6番米澤議員。

○6番（米澤まき子議員）

JXに関しては、7月にちょうど地元の方々とバスで行きまして、中の復旧状況を見学会と
いう形だったんです。その中でも安全性をずっとうたわれていまして、その中で帰っ
てきたものですから、帰途について、皆さん、じゃあ今度はもうJX大丈夫なんだね
という住民の皆さんが同じ思いで帰ってきたところがあった、その矢先の火災とい
うこともありまして、だから、その辺からやっぱり住民の皆さんの思いというの
もそこからもあったような気がいたしますので、ぜひこの辺は進めていただけ
るようお願いしたいと思います。

それから、地域猫、それこそ野良猫対策なんですけれども、いつの間にか学校から飼
育係がいなくなって、動物がいなくなりましたよね。よく私たちのときにも、い
ろんな飼育係、ウサギとか鶏とかいっぱいいたんですけれども、鳥インフルエン
ザですよ、そこからやっぱりだんだんとそれが影をなくしてしまったということ
もあり、ぜひこれは子供たちにも命の大切さ、そして動物を虐待とかいじめたり
しないような形で、ぜひ塩釜地区の獣医師会の皆さんに、出前講座じゃないん
ですけれども学校に対してそういった活動も行っていただきたいという要望を
重ねて、私からの質問を終わらせていただきました。

以上です。

○議長（板橋恵一）

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

午前 11 時 54 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

9 番佐藤恵子議員の登壇を許します。

（9 番 佐藤恵子議員登壇）

○9 番（佐藤恵子議員）

私の質問は 3 点でございます。

1 点目は子供医療費の拡充についてでございますけれども、同様趣旨の質問が午前中にご
ございました。その質問に答弁された市長のお答えを踏まえて、改めてお尋ねをいたしたい
と思います。

市長は、その答弁の中で「前向きにやりたい」、こういう御答弁をされております。前向
きにやりたいという中身をちょっと詳しくお尋ねをしたいというふうに思います。前向き
とは、来年度からの実施のことをいうのか。また、その中身はいかがなものなのか。小学
校 6 年生までやるのか。あるいは、入院は中学校 3 年生まで面倒を見るのか。どういう中
身なのか、お答えをお願いをしたいと思います。

2 問目でございます。

多賀城駅高架下の活用について伺います。

一昨年、平成 22 年 4 月に行った多賀城駅周辺中心市街地のまちづくりに関するアンケー
トの中で、中心市街地の印象について、「にぎわいが無い、なくなっている」と回答した
人は 90%に上ります。今、震災復興を支えるしっかりした補償のために、経済と中心市街
地の活性化に向けての取り組みが改めて大事な事業になっています。その中で、鉄道高架事
業を新たに整備される高架下空間の活用についても、駐輪場、交番施設や観光案内だけ
ではなく、飲食店や若者が集まってくるような施設、お店なども期待する声も寄せられてい
ます。中心市街地の活性化、にぎわいを図っていくために、多賀城駅高架下の活用をどの
ように考えているのか、現時点の考えをお聞かせください。

また、これからの活用のあり方について、地元事業者の声を反映させていく努力をするこ
とも大事な視点ではないでしょうか。特に、入居期間が限定されている仮設店舗で営業を
している方々にはその先の展望をお示しし、提案していくことが必要だと思います。仮設店
舗以外で営業を再開した方からは、「被災した店舗を直し商売を再開したが、被災前の場
所には戻れず、生活を支える売り上げが確保できない、続けていけるかどうか」というお
話もお聞きしております。商工会はもちろん、商工会に所属していない市民の方々の声と
仮設店舗の自治会の意見も丹念に聞き取り、地元優先で被災者の営業再建にも活用できる

よう JR との協議を強めていただき、駅前をにぎわいの拠点にしていくべきと考えますが、御答弁をお願いいたします。

3 点目の質問は、大代 4 丁目地内の道路安全対策についてでございます。発言通告どおり、大代の生協脇の貞山堀沿いと並行する市道中峰元線と、七ヶ浜遠山方面から下がる市道大代線を交差する T 字路の見通しが悪く、事故が絶えません。遠山方面から見て、右側の空き地が道路に張り出ており、さらに砂や粉じん防止のための高い塀も建っていることがその原因となっていると考えます。空き地の一部を買収して改善を図っていただきたいと思うものです。

3 点について市長の御答弁をお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

佐藤恵子議員の質問にお答え申し上げます。

最初に、子供の医療費無料化拡充についてでございますけれども、言ってみれば先ほど根本議員に答弁したとおりでございますけれども、前向きにと答えた中身と時期はいつかということですが、言えれば、さっき私もそのことは言っているわけでございまして、まだ、そこまで決まっていなものですから、何とか早目にいろいろと、最終的には財源の問題もございまして、どこまでやるか。できるだけほかとは遜色のないような形で今回は持っていきたいなという思いだけ述べさせていただきたいと思っております。

2 点目の JR 仙石線多賀城駅の高架下活用についてでございますが、第 2 回定例会におきまして、雨森議員の一般質問に回答いたしましたとおり、公租公課相当額で利用することとなる 15%相当部分につきましては、自転車と駐車場、観光案内所及び警察官立ち寄り所の設置を予定しており、本年 8 月 20 日に協定書の調印をいたしました。

また、駅部はミニスーパーとコンビニエンスストアを JR グループがみずから営業する予定とのことで、それ以外の JR 東日本が使用料を徴して貸し付けする箇所につきましては、まだ未定ということでございます。地区の事業者や仮設店舗で営業されている方々も活用できるようにとのことですが、多賀城駅周辺整備事業の大きな目的の一つは、商業活性の誘導によるにぎわいの創出でもありますので、これの方々が高架下を活用できるよう、JR 東日本に強く働きかけてまいりたいと考えております。

3 点目の大代 4 丁目の道路安全対策についてでございますが、当該交差点は、横断歩道があり、横断歩道の標識、とまれの標識、とまれの道路標示に加えてカーブミラーや道路照明灯、横断歩道があるための注意喚起看板などを設置しております。したがって、用地を取得しての交差点改良を行う必要はないと判断いたしておりますので、何とぞ御理解くださいますよう、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

時期も中身も答えられないというお話でした、1 問目。原稿に書いた部分は大きく省略して中身と時期だけお聞きしたわけですがけれども、今、子育て世代の家計の中での医療費をめぐる環境では、国保においては一部負担の減免が、来年の3月まで無料の延長になったと。しかし、多くの子育て真っ最中の方々が属する健保は9月で打ち切りになります。で、収入が安定しないで、震災被災が原因で病を得てしまった子供を継続的に治療しなければならぬ若い両親は、遠い病院への交通費も含めて頭を抱えていると、こういう状況もあるんです。ですから、その震災が原因で失職して、ようやく仕事が見つかって生活がまだまだ困難な方々のために、市長は理解を示してやるという腹を決めたわけですから、いつごろやりたいよとか、中身はこういうことだよということを決めた時点で発表して、市民の皆さんに安心をしていただくということは大事なことだというふうに思うんですね。今、本当に6月の答弁とは全く違う前向きな姿勢をお聞きして、私はその3カ月の進歩を、大分市長が進歩したなというふうに評価するわけですが、ぜひ誰にも遠慮しないで、市長がやりたいと思ったことはやればいいんですから、腹の中にあるものを今、御披露いただければと、改めてお伺いをいたします。

2 問目です。

できるだけ頑張るというお答えでした。JR との交渉は大分体力も要ることだというふうに思うんですね。JR の事業を確保して、さらに市で決めた事業も確保しながら、被災復興のために役立たせる駅前高架下のスペースの確保というのはうんと大事なことだというふうに思います。商工会に所属している方はもちろん、していない方、それから、若い人たちがあの下をミニスポーツの広場に使用したいとか、何だっけ、こうやってぐるぐるやるやつ、何ていうの、スケボーとかそういう遊び場もいいななんていう声なんかも聞きます。さまざまな要望を聞き取りながら、ぜひ JR と交渉を強めていただいて、広範なものが展開できるような拠点としての、広範なにぎわいが展開できるようなことを、お勉強を強めていただいて頑張っていたいただきたいというふうに思いますので、これは、やりますという御返事を改めてお聞かせください。

それから、3 点目です。

いろいろ施設が整っているから必要ないという御返事でした。なぜそういう返事になるのか、わかりません。本当に小さい事故が多発しているんですよ。バックミラーがぶつかったりね、自転車と自動車が軽い接触したり、大きくはないけれども小さい事故が多発して、あの近辺の方たちは本当に心配しているんです。今に大きい事故が起こらないかどうか。市長ね、大丈夫だと言っているけれども、そんなこと言っている場合じゃないと思いますよ。聞いてみてください、あの辺の人たちに、皆さんに。大分道路も、この辺も道路よくなりましたけれども、やっぱり見通しの悪い安全が確保できない道路はきちんと改良していくべきだというふうに思います。遠山のほうから立ってみると、空き地がぐっと道路にはみ出ているんです。本当に見えにくいんです。一時ストップだってね、言うこと聞かないで吹っ飛んでいきますから、みんなね。そうすると、小さい事故が絶え間なく起きていて、高齢の方々なんかは自転車で歩く人は、おっかなくて歩けないと、そういうことも言っています。実態をよく調査して、住民の意識に立った判断をしていただきたいと思います。今、空き地を見ると、本当に大代の4丁目あたりは津波の対策も万全ですし、高いから水も来ないということで、空き地がどんどんつぶれて家が建っています。という中で、あそこもしどどこかに売られてしまったら、改善のしようがないんです、あの道路は。ですから、ぜひあの部分、出っ張っている部分を買っていただいて改良していただくと、また、あの生協の裏を市長は歩道を広げてくださいましたよね、あの地主から直

接交渉していただいて。あのとき市長の名声は随分上がったものです。また、ぜひ努力を重ねられたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

1 番目の子供の医療費無料化拡充については、腹の中にあるものとは言うけれども、本当にそのとおりでございまして、いろいろと財源の問題等ありこれありで、しっかりとした取り組みをしていきたいということだけ申し述べておきたいというふうに思います。

2 番目の多賀城駅前のにぎわいは、これは、私もいろんなところに行っていますけれども、高架はしたけれども、全然活用されていないというところも結構あるんですね。ですから、この間も、あそこは山口県の防府というところに行ってみて、あそこも高架はされたんですけども、下のところがほとんど自転車なり駐車場なりそんな感じのもので、駅前がにぎわいも何もないという状況なんです。ですから、多賀城の場合ですと、それなりに高架下を活用して、あるいは赤ちょうちんでもいいでしょうし、いろんな形で人が寄るべきものをいかにして入れるかということだというふうに思います。当然、駐輪場等に使うべきスペースも確保した上ではございますけれども、にぎわいのある駅前にしたいという思いはおわかりいただけるかと思えます。頑張りますので、よろしくお願い申し上げます。

3 番目の件ですけれども、これ塩釜警察署交通課調べで平成 22 年 1 月から平成 24 年のことしの 8 月末まで、これは人と車の事故が 1 件というのが塩釜警察署に上がっているだけなんです。事故がないからいいだろうというわけじゃないですけども、さっき私のほうからお話したように、横断歩道があり、それから横断歩道の標識があり、とまれの標識があつて、とまれの道路標示に加えてカーブミラー、道路照明灯と横断歩道があるための注意喚起用看板もあると、こんなにやるのはなかなかないんじゃないかなというふうに思いますけれども、しょっちゅう通っていますけれどもね。私自身もあの坂を下りてきて、右側に見づらいのは確かにわかります、それは。もう一回確認してみたいとは思いますが、なかなか難しいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

なかなか具体的なことは口を割りませんが、ぜひ小学校 6 年生まで実現をしていただきたいと。それから、入院は中 3 までということ強くお願いをしておきます。よろしくお願いします。

それから、2 番目ですけれども、一生懸命努力してください、JR に負けないように。スペースを失敗した先例地も勉強しながら、どのように多賀城の住民のニーズに応えられるものができるかということ期待していますので、努力を重ねていただきたいというふうに思います。

それから、3 点目ですが、警察に届けられたのは 1 つだけのようなのですが、細々とした事故が本当に多いんです。目の前に、あそこの角に住んでいらっしゃる方ね、役所の職員の方

もいらっしやいますし、古老の方もいらっしやいますけれども、本当にたくさん、いっぱいあるということで、その角の役所の職員の方が住んでいらっしやる隣の空き地で、しょっちゅう警察ね、検問しているんですよ。いろんな検問していますよ。携帯から、それからスピードから、一時停止無視から、1週間に3回か4回来ていますよね。ですから、危なくてよく検挙できる土地柄なんです、あそこは。

ですから、ぜひ改善していただかないと、本当に皆さん高齢化になって、自転車で飛んで歩いていますが、大変なことになるなというふうに地元の要望も強いものでございますので、市長もぜひ検討していただいて、大代は、今、毎年側溝にふたをしていただいています。で、住みよい、道路が広くなったというか、遊び場ではないけれども、子供たちも安全に通学やらちょっとした遊びに使っています。そこが終わったら、ああいうところにも目を向けていただくような働きかけを地主の方にしていかないと、地主の方は遠慮なく、何ていうんですかね、売ったり買ったりするかと思いますので、ぜひそういうところも視野に入れて今から計画を立てていただきたいなというふうに思うんですが、3問目だけ再度お願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

現場検証じゃないけれども、行って、あとは判断したいと思います。

○議長（板橋恵一）

12番阿部正幸議員の登壇を許します。阿部議員。

（12番 阿部正幸議員登壇）

○12番（阿部正幸議員）

私の質問は通告どおり3点でございます。

1点目は、学校教育の充実の取り組みについて伺います。

第一に、いじめにより児童生徒がみずからその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生しております。滋賀県大津市で昨年10月いじめを受けた中学2年生の生徒が自殺した問題をきっかけに、いじめは大きな社会問題となっております。

国立教育政策研究所統括研究官の滝充氏は、次のように言っております。

いじめや暴力が放置された結果、男子生徒が自殺に追い込まれた可能性が高いことを考えると、学校の対応は余りにもお粗末だった。大津市の問題を受けて、学校や教員の評価制度がいじめを隠蔽しようとする風潮を生んでいるなどと指摘する声もある。これは、学校側が日ごろのいじめの実態を重く受け止めていなかった。どうすれば全ての子供たちにとって学校が居心地のよい場所になるか、いじめをエスカレートさせないために何をすべきかを考えるべきだ。その中で、いじめる側が100%悪いという認識に子供たちを変えていく必要があると指摘しています。

いじめの問題の取り組みの徹底について、文部科学省は、平成18年10月19日、都道府県知事や都道府県教育委員会教育長などに対し、「児童生徒がみずからの命を絶つということは、理由のいかんに関わらずあってはならず、深刻に受け止めているところでありま

す。これらの事件は、子供たちを守るべき学校、教職員の認識や対応に問題がある例や、自殺という最悪の事態に至った後の教育委員会の対応が不適切であった例が見られ、保護者を初め国民の信頼を著しく損なっています。いじめの問題が生じた場合のときは、その問題を隠さず、学校、教育委員会と家庭、地域が連携して対処していくべきものと考えます。ついては、各学校及び教育委員会において、いじめ問題への取り組みについてのチェックポイント等も参考にしつつ、いま一度総点検を実施するとともに、いじめの取り組みについて、さらなる徹底を図るようお願いいたします」との通知が出されております。

平成 24 年 9 月 12 日付の新聞報道には、文部科学省が 9 月 11 日に発表した 2011 年度の児童生徒の問題行動調査結果によると、東北 6 県の小・中・高校と特別支援学級が把握したいじめの件数は、宮城県が最多の 1,722 件で、唯一前年度を上回りました。宮城県のいじめ認知件数は、小学校 934 件、中学校 649 件、高校 131 件、特別支援学級 8 件となっております。

NPO 法人全国いじめ被害者の会理事長の大澤氏は、この文部科学省の公表を受けて、次のように話しております。

息子は、1996 年 1 月、当時中学 3 年生のときに、お父さん、お母さんごめんなさいという遺書を残してみずからの命を絶った。中学校入学時からいじめに遭い、暴行や恐喝を受け続けた。家庭訪問の際に、母親の前で、担任教師に初めていじめられていると訴えた。教師は、生徒同士のトラブルと説明し、いじめとして捉えず、仲よくしなさいと指導した。いじめがなかったことにしようとする学校の隠蔽体質が、いじめを深刻化する。いじめは、被害者が苦しむことを楽しむ犯罪行為。学校はどこまでも加害生徒に向かい合うことが大切。加害者がいじめをやめれば、いじめはとまる。子供はいじめに遭っていることを隠そうとして、親が気づけないこともある。学校教育法第 37 条 11 項の「教師は児童生徒の教育をつかさどる」の部分が生かされていないと話しております。

本市から、いじめによる痛ましい事件が起きないように、このいじめ問題における本市の取り組みと今後の課題について、具体的に伺います。

第 2 に、東日本大震災後、住宅環境の変化や通学状況の変化によって、心のケアを必要とされる児童生徒が今後もふえ続けると思われます。文教厚生常任委員会で神戸市へ行政視察に行ったときの説明で、「阪神淡路大震災後、子供たちは我慢していました。その結果、震災後に不安を訴える児童生徒が多くなりました」とありました。

1995 年 1 月 17 日に発生した阪神淡路大震災、兵庫県では、自殺者数の震災前の 1994 年は 823 人に対し、震災から 3 年後に当たります 1998 年は 1,452 人までに増加しました。阪神淡路大震災で被災した方は、避難所から仮設住宅、そして災害復興住宅へと転居を繰り返すうちに、次第に孤独感を増し、阪神淡路大震災後の約 4 年間で兵庫県内の災害公営住宅で亡くなったひとり暮らしの自殺者は 32 人もいました。阪神淡路大震災後の状況を見ますと、東日本大震災後これからは本当に大切な時期になると思います。これからの生活環境が変化していく中で、今後の児童生徒に対する心のケアの取り組みについて伺います。

2 点目に、建築基準法第 42 条 2 項道路について、一度指定された後に取り消しになったケースがあります。

2 項道路とは、建築基準法第 42 条第 2 項の規定により、建築基準法上の道路とみなされる道のことであり、みなし道路ということもあります。2 項道路は、都市計画区域及び準都市計画区域内になる幅員 4 メートル未満の道のうち、特定行政庁の指定したものを建築

基準法上の道路とみなす措置がとられています。県内の特定行政庁は、仙台市、塩竈市、石巻市、大崎市、宮城県の5カ所となっております。

多賀城市の特定行政庁は宮城県となり、平成20年2月14日、道路に関する情報管理の適正化として、宮城県土木部建築宅地課からの通知に、「過去において建築主事の判断により、本来の2項道路でないものが2項道路として取り扱われた事実もある。この改正規則の施行日は平成22年4月1日とする」とのことから、本市では168路線、1万5,847メートルあった2項道路の指定がありました。しかし、このことによって取り消された結果、65路線、7,790メートルとなりました。何と103路線、8,057メートルが取り消しになったのであります。

以前2項道路と指定されてセットバックして自宅を新築した市民から、将来は4メートル道路となって安心して暮らせると思っていたところ、知らない間に2項道路が取り消されたとの相談がありました。取り消されたことがわかったのは、東日本大震災の影響により建築物が解体され更地になったため、道路拡張の依頼をしたところ、「2項道路ではなくなったので、セットバックしなくてもよくなりました」との説明で、初めて判明しました。震災がなければ、2項道路の指定が取り消されたことを知らないまま、子供や孫などの次の世代へ引き継ぐこととなります。2項道路が取り消しになったことを、該当する市民には本市からお知らせすべきだと考えます。2項道路が取り消された結果、市民にどのような支障が出ているのでしょうか。また、今後の解決に向けた取り組みについて伺います。

3点目に、私道整備事業補助金交付規則の緩和、見直しについて、お伺いいたします。

この件は、平成22年決算特別委員会と平成23年予算特別委員会で根本議員が質問しており、また、松村議員が平成23年第3回定例会で一般質問しております。

私道整備事業補助金規則は、昭和62年5月から施行され、私道等の整備を促進しようとする町内会等に、生活環境の向上を図ることを目的として、その経費の一部を補助するものであります。平成18年4月に改正され、5世帯以上が使用する私道で、その延長は35メートル、幅員が4メートル以上ある場合に対し、経費の50%を補助するものとなっております。

しかし、平成18年の改正後から現在まで、この事業の実績はありません。私道未整備地域に住む方から、整備していただきたいとたび重なる要望はありますが、この事業の要件のハードルが高く、実施できないのが現状でございます。要望者は長年多賀城市民として生活しており、高齢者は歩行が困難な方、家族に車椅子利用者があるなど、不便を感じながら毎日生活をしている状況です。また、ベビーカーを利用する若いお母さんも不便を感じて生活しております。

多賀城市の障害者福祉計画に第2章基本計画実現のための取り組みの第3節、すべての人にやさしいまちづくりには、「自宅の中や外においても、バリアフリーを目的とした生活環境の整備をすることは、社会参加を進める第一歩として必要です」とあります。また、行政の取り組みの部分には、「移動するに当たって、ハード面での最大のバリアは段差であることから、利用度・緊急度等を勘案して、段差の解消に努めます」とあります。さらに、防災対策の推進、現状と課題の部分には、災害に対して困ることに、「安全なところまですばやく避難できない」が挙げられています。まさに今回の東日本大震災のときも、高齢者や障害者の方は、私道未整備だったため早く避難することはできませんでした。災害時の避難道路としても私道を不便なく使用できるように、私道整備事業補助金交付規則の緩和、見直しは、生活環境向上の視点からも必要だと考えますが、いかがでしょうか。

以上、1 回目の質問といたします。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

阿部議員の御質問にお答え申し上げます。

1 点目の学校教育についての御質問は教育長に答弁させますので、私のほうからは 2 点目の建築基準法第 42 条 2 項道路についての御質問及び 3 点目の私道整備についての御質問にお答え申し上げます。

まず、建築基準法第 42 条第 2 項の道路についてでございますが、幅員 4 メーターに満たない狭隘な道路であっても、沿線の建築が更新されるにつれ、やがては幅員 4 メーターの道路となるため、住環境や防災の観点から望ましい状況にございました。しかし、平成 20 年度に宮城県仙台土木事務所によって行われた見直しにより、多賀城市内では、従前の 168 路線の 2 項道路のうち、約 100 路線の指定が解除されました。このことにより一部の狭隘道路の解消の道筋が閉ざされたと同時に、見直し以降の旧 2 項道路にあっては、後退義務が発生しない宅地が存在し、沿線住民の間で不公平が発生しております。

このようなことを受け、再三にわたり再指定について県に働きかけてまいりましたが、現時点においては実現には至っておりません。今後とも県に強く働きかけてまいりたいと考えています。

3 点目の私道整備事業補助金交付規則につきましては、平成 23 年第 3 回定例会におきまして、松村議員から一般質問で同様の質問があった際にもお答えしておりますが、この補助金に関しましては、平成 18 年 3 月に補助金交付規則を改正し、現在の基準になっております。なお、規則改正後、初めて本年度補助金交付申請があり、今定例会における補正予算でも御承認いただいております。基準の緩和につきましては、震災による復旧・復興事業を最優先として進めていくこと、本市の財政状況や他の県内自治体との整合を図る必要があることから、これまでどおりの基準で運用を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

私からの回答は以上でございます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

それでは、学校教育の充実についての御質問に対して、私のほうから御回答を申し上げます。

1 つ目のいじめの問題につきましては、先ほど深谷議員の御質問にも御回答を申し上げましたとおり、教育委員会といたしましては、いじめについて教職員の持てる力とさまざまな専門機関との連携を図りながら、その解決に当たっております。

改めてその取り組みを申し上げます。

いじめに対する毅然とした学校づくりをすること、いじめの早期発見、早期対応の連携、指導をしっかりとすること、家庭、学校、教育委員会、関係機関との十分な連携と、事の共有をしっかりと図ることが重要であります。このことを柱といたしまして、今後とも小さな情報をしっかりと把握する生徒指導体制によって、いじめのない学校づくりをしなければならぬと考えております。

2つ目の心のケアについてでございますが、本市では、東日本大震災直後の4月6日に、全教職員を対象として心のケアの研修会を開催し、共通理解のもと子供たちの心の諸問題に対応をいたしました。現在210名の子供たちが自宅以外から通学しており、また、尋常ならざる震災にさらされたことから、例えばPTSD、心的外傷後ストレス障害の発症についても危惧されております。このことから、児童生徒一人一人に応じたケアが今後さらに必要となります。また、心の傷は生活が日常化する中で見えづらくなっているため、子供の問題行動が震災由来のものであるかどうかをしっかりと見きわめ慎重に対応していかなければならないと思っております。

今後は心のケアに関する研修の機会を活用し、メンタルヘルスについての理解をさらに深めるとともに、本市で開催する養護教諭部会や生徒指導担当者会において、各校の情報交換やケース会議等を行い、状況の把握、分析に努めるとともに、具体的な対応策について協議してまいりたいと考えております。

しかし、何よりの心のケアとなるのは、温かい家庭、学校、友達関係の創出でありまして、語りかけて励まし認め、心の通い合う生徒指導を展開しながら、スクールカウンセラー等の相談活動を充実するとともに、教職員や保護者の相談活動も行いながら、心の安心、安定など、心の復興を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（板橋恵一）

12番阿部議員。

○12番（阿部正幸議員）

ただいまの答弁でございますが、1点目のいじめの問題への取り組みでございますけれども、午前中の深谷議員の質問に対して教育長の答弁は、学校から毎月報告を受けていると、このような答弁がございました。私も先日教育委員会のほうに、本市における小・中学校のいじめの件数を具体的に伺ったところ、8月の報告では、小学校は5件、中学校は12件、合わせて17件、本市ではいじめの報告が各学校からあったというふうに伺いました。

大津市の事件を先ほど申し上げましたが、本市でこのような事件が起きないために申し上げますけれども、自殺した当日に教諭が男子生徒のいじめを校長に報告した文書が存在していたことがわかりました。これは、9月18日、民事訴訟の第3回の口頭弁論で、学校側は「男子生徒へのいじめを認識した教諭はいなかった」、このように説明をしたんですけれども、大津市の教育委員会はその後、記者会見をして、「学校を信用した甘さがあった。今までの説明と違い、学校がいじめを認識していた疑いがある。極めて大事なこと。しっかり調べたい」と、このように話しております。校長は、いじめの報告の文書を市教委には報告しておりません。ことしの7月、警察が学校を捜査したときに押収された資料、その資料を県警から返却された資料の中から市教委が見つけたことでございます。校

長は、教諭の報告に対しその日のうちに確認しましたが放置したということが、新聞報道にございました。

ここで確認したいのは、文科省から、学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取り組みのポイントというものが出されております。教育長も御存じだと思いますけれども、その教育委員会の取り組みの充実の中に、「学校や保護者からいじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、学校への支援や保護者への対応を適切に行う」と、このようにございます。そこで、本市の教育委員会として、この8月の学校から17件のこのいじめの報告に対して、本市教育委員会はどのように実情を把握して、また、どのような対応をされたのか伺います。

心のケアにつきましては、これから大事な時期になりますので、先ほどの教育長の答弁のとおり、一人一人に寄り添った取り組みをお願いしたいと、このように思うわけでございます。

2点目の2項道路の市長の答弁でございますが、これは区長会の市政懇談会でも取り上げられております。本市の特定行政庁が宮城県ということもありまして、過去において、建築主事の判断によって本来2項道路でないものが2項道路として取り扱いをされたため取り消された、このような認識でおりますけれども、そうであれば、そもそも2項道路でないのでセットバックする必要がないのに、この特定行政庁の権限でセットバックされた市民が多くいらっしゃいます。この2項道路でないものを間違えて指定しておきながら、今度は勝手に取り消しをしたのだから、この間違いに対して、対象のこの市民におわび、あるいは説明があってもよろしいのではないかと、このように私は思います。このような理不尽なことがあってよろしいのかどうか。そしてまた、そうであれば、本来セットバックする必要がなかったんですね。それで、セットバックをしているという状況ですので、じゃあ、今からでももとに戻していいのかと、こういうことになるわけでありまして。特定行政庁から言われたとおりに真面目にセットバックした市民が不利益をこうむることに對して、このことに対して本市では市民に説明する必要があると思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

3点目の私道整備事業におきましては、福祉との関係もございまして、先ほど申し上げました。本市の震災後、現地再建としております。復旧・復興に費用もかかるという市長の答弁でございますが、私道の未整備地域の方が避難しやすいように、要するに環境整備することは、まさに避難道路としての役割にもなる道路でございまして。市役所の庁舎の隣に、多賀城市の大きな立て看板があります。そこには、「障害者福祉都市、やすらぎのある、住みよいまち多賀城市」と大きく書いてあります。市長も御存じだと思います。松村議員も一般質問の答弁では、市長の一番最後の答弁に「私も市議会議員時代に提案したことがあったかもしれない。考えてみます」と、このように一番最後、市長が答弁をしております。第五次多賀城市総合計画の市長のあいさつには、「市民の皆様誰もが安心して笑顔で暮らせる多賀城実現を目指す」と、このように長期のその総合計画には市長の挨拶もございまして。もう一度、「誰もが安心して笑顔で暮らせる」、この多賀城の実現のために、私、整備事業につきまして、もう一度検討していただきたいとこのようにお願い申し上げますが、市長の答弁を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

大津の問題にとどまらず、このいじめによって亡くなるというのは非常に痛ましいことでありましてですね、よそのまちですからとやかく言うことはできませんが、学ぶべきものは多いと思います。

本市では、そのいじめの件数について、教師がどうのこうのでなくて、子供たちが、私はいじめられたという、その認知ですね。子供たち自身の認知、これを大事にしております。それで、先ほども出ましたが、この数がどうのこうのではないですね。ですから、子供たちの認知というふうなことを考えると非常に多い月もあるし、いろいろあると思いますが、この数がどうのこうのではなくて、そのことを一つ一つ子供に当たって、そして相談活動を続けていくということ。

それから、隠すというふうなその話も新聞には載っております。本市では、いわゆる多くの目で子供たちを見守るというふうなことでありますので、今、生徒指導の部会もありますし、あと心の教室相談員、それからスクールカウンセラーあるいはそのソーシャルワーカー等々の多様な方々が、この出た案一つ一つについて会議を持って、そして指導に当たっているというふうなこと。

それから、先ほど上がってきた数字はあります。その数字についてであります、8月、小学校においては5件というふうなことで、これは単なる報告ではなくて、どういうふうな状況なのか細かく提出してもらっておりますが、事によっては教育委員会も当然学校のほうに向かしましてケース会議にも入りますし、小学校は5件、8月分については解消していますよというふうなことになっております。

それから、中学校については12件というふうな先ほど、そのとおりでございます。今8件解決ですが、4件今継続中というふうになっております。そういうふうなことで、子供の認知を大事にするというふうなことで、数字をとやかく、その多いとか少ないとか、それによってどうのこうのでなくて、その後の対応、その後その問題にどう取り組んだか、これが生徒指導の大きな解決の方法だと、方法といいますか大事なことだろうというふうに思います。

以上であります。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

阿部議員からの再質問にお答えしたいと思います。

まず、2項道路の件でございますけれども、質問の中に特定行政庁が宮城県、間違っ指
定したのだから、おわびするのが常識という話もございました。まさにそのとおりじゃないかなというふうな思いもいたします。

私も市議会議員時代に2項道路でそれなりの、何力所かやったことがございます。あの方々がどうなのか、全部が下がったところならいいんですけども、それが中途半端なところをどうしたらいいかというのは、本当に大きな問題じゃないかなと。私自身も、これは耳を疑いましたね、聞いたときは、はっきり申し上げまして。ですから、市民にも知らせるように当然したいと思っておりますけれども、その辺のちょっと詳細について、あと、建設部長のほうから説明させたいと思います。

それから、2番目の、3番目ですか、私道整備事業について、安心して住めるまちにという話でございますけれども、このことは、先ほども申し上げたんですけれども、公園の復旧、今回の震災によって道路とかそういうところの復旧とか何かもございまして、これまでどおりの基準で何とかやらせていただけないかなというふうに思っていますので、ぜひ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

詳細については、これも建設部長から、言える範囲内で結構ですから、建設部長から申し述べさせます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

2項道路については、市長からもあったとおり、特定行政庁、前の建築士が間違っていたから今回ただしますというのは全く身勝手な話でございまして、これは強くただしていきたいというふうに考えてございます。

市民への周知についても当然県がやるべきものでございますので、それについても強く県のほうには申し入れていきたいというふうに考えておりますが、多賀城だけではなくて、ほかの市町村も当然、特定行政庁が県である限りは、ほかの市町村もこういうことがあると思いますので、その辺の情報共有しながら、連携できるところは市町村が一体となって県に強く申し入れていきたいなというふうに考えてございます。

既にもう後退して4メートルを確保しているのに、もとに戻せるかという話もございましたけれども、いずれ建築基準法上は、建物を建てる際は4メートル必要ですので、接道義務というのが当然必要なものですから、もとに戻すという話にはならないと思いますが、ただ2項道路につきましては、後退義務はなくなった場所もございまして、それについてはちょっとうちのほうの既存の事業で狭隘道路整備事業とかございまして、その辺を活用できないかどうかも含めてちょっと研究させていただきたいと、その辺の解消についてはもう少し研究させていただきたいというふうに思います。

ただ、前提は県がどのような態度をとるかということが大変重要ですので、その辺をしっかり見定めていきたいというふうに考えてございます。

私道につきましては、平成18年に改正後、初めて今回申請がございましたので、まず、この制度をそのまま存続させていきたいというふうに考えてございますので、ひとつよろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

12番阿部議員。

○12番（阿部正幸議員）

1点目のいじめ問題の先ほどの教育長の答弁、件数ではないというお話でございました。その中で4件が今、継続案件という答弁でありました。この4件の内容も学校任せにするのではなく、先ほどの大津市の問題は、もう学校任せにしていた結果、こういう社会問題にも大きくなったということもございまして、本市教育委員会でも、しっかり学校と連携をとっていただきながら、この4件の継続の案件について確認も含めながら対応をお願いしたいと、このように思います。

深谷議員の答弁でも教育長は、早期発見、早期対応と、こういう答弁がございましたので、この件につきましては、ぜひお願いしたいと、このように思います。

また、2項道路の問題について、先ほど市長も部長も本当に耳を疑うというような、平成20年ですね、こういう出来事がありました。私も、東土木あるいは宮城県の土木事務所、そして、この担当課である県庁、本庁にも行って、担当課長とも話をしてきましたけれども、先ほど市長からも答弁ありましたが、担当のほうから再三、県には申し入れをしているというお話をしているところですが、県のほうでは聞く耳を持たないというか平行線という実情でございますけれども、この2項道路の取り消しについては、七ヶ浜でも今、部長も御存じのように問題にもなっております。先日、特定行政庁の塩竈に行ってまいりました。塩竈には建築主事がおられますので、どういう対応をしているかという、この2項道路の取り消しは行ってないんです、塩竈は、1本も、1路線も、もう取り消しをするとなれば大変なことになるということで、現在のところは取り消しは行っていません。仙台市に確認しました、特定行政庁。仙台市も、2項道路の取り消しは進んでいないという話でございます。こういうことを考えますと、多賀城市は宮城県が特定行政庁ということで、この一旦2項道路の指定をしたものの次々と取り消しをして、大変理不尽なこの県の対応で困っている多賀城市民がいるということは事実でございます。先ほど部長のほうからも、「どのようなことができるのか、検討していきたい」と、こういうお話もございました。さらには、市長からもこの2項道路の、この件に関しましては、市長会とか、あるいは、また県などの関係機関、こういう話をする場面がありましたら、市長からも問題提起をしていただきたいと思いますというように思いますので、この件についても市長の答弁をお願いしたいと思います。

また、私道の整備事業につきましては、今回、補正で出てきたということがありましたけれども、1件ですね。これも、本来は要望したいんでしょうけれども、ハードルが高くてなかなか要望できない。もう、そういう中で1件出てきたということでございますが、やりたいという地域は多々あるかと思えます。今後、検討というか、お考えというか、そういうところにつきましても、今はできませんけれども、今後こういうところの部分につきましても、ぜひ福祉の角度から見ても、私道の整備事業というのは避難道路ということの位置づけも大事かと思えますので、ぜひお考えをいただければとこのように思いますので、この2点につきまして市長の答弁を求めます。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

2項道路の件は、いろんな手段を使って、当然、市長会なり、市町村長の会議もございませし、そういう機会も捉えたいと思えますし、やっぱり県議会の方々にもその事実をつまびらかにして、県でもって対処をしていただくということも、恐らく塩竈市は特定行政庁あるからだけでも七ヶ浜はないわけですよ、多賀城と一緒に、そういうところが結集すれば、それなりの盛り上がりになるんじゃないかなと思えますので、その辺のことをよくよく検討して頑張っていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

3番目の私道の整備事業に関しましては、ちょっとだけその辺ですね、今の災害の関係もございませので、ちょっとこれまでどおりの基準ということでもう少しお待ち願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（板橋恵一）

ここで 10 分間の休憩といたします。再開は 2 時 10 分といたします。

午後 1 時 59 分 休憩

午後 2 時 10 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

11 番松村敬子議員の登壇を許します。松村議員。

（11 番 松村敬子議員登壇）

○11 番（松村敬子議員）

それでは、通告に従い、3 点質問いたします。

初めに、防災行政無線についてお伺いいたします。

昨年 3 月 11 日、本市は未曾有の大震災により、大地震とともに想定もしなかった大津波に見舞われました。そのとき、防災無線がほとんど機能せず、そのことから多くのとうとい人命が失われてしまう結果ともなっていました。その反省から、直ちに、防災広報無線を今までの桜木、大代、八幡地区など 13 カ所から市内全域 53 カ所に、約 3 億 1,000 万円の経費をかけ設置され、4 月より運用されることになりました。

その新設された新しい機種は、従来の NTT 回線のアナログ方式無線からデジタル化無線ということで、去年のときのように NTT 回線の混乱、停電等で機能しないようなことなく明瞭な声が聞き取れるということで、大変期待をしておりました。

しかし、設置後、何度か台風、地震等により臨時放送で使用されましたが、「聞こえない、聞き取れない」との多くの声が寄せられており、期待が大きかっただけに、かえって市民の不安、不満となってしまう、その改善が早急に求められております。

そこで、次の 4 点についてお伺いいたします。

1 点は、うまく明瞭に聞き取れるといわれながら、うまく運用されない原因は何か。

2 点目、皆さんに聞こえるようになるため、どのような改善措置をとられるのか。

3 点目、新しい広報無線は、12 時、17 時の時報放送、行政に関する通報及び市長が必要と認めた場合の臨時放送、津波、地震、台風により市民生活に影響が考えられるときの緊急性がある場合の非常放送、町内等の広報の拡声放送の 4 種類の放送を設定されておりますが、現在まで臨時放送、拡声放送が何回か実施されておりますが、それがうまく機能していないのは先ほども述べたとおりです。市民の中には、本当の緊急のときの非常放送も聞こえないのではないかと不安、不満が募っているのであります。そこで、それらの不安、不満を軽減するためにも、非常放送を組み込んだ防災訓練を早急にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

4 点目、防災広報無線が効果的に機能していない点をカバーする意味で、防災情報がより多くの市民に届くよう、現在実施しているドコモのエリアメールに加え、au、ソフトバン

クの緊急速報メールサービスの対応、さらに、登録者に無料で発信する市独自のメール配信サービスを導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、4点についての市長の答弁を求めます。

次に、児童生徒の食物アレルギー対応について伺います。

近年アレルギー疾患を持つ児童生徒がふえており、その対応が大きな課題となっております。そのことから、特に、食物アレルギー疾患を持つ児童生徒に対しての対応について2つの観点から伺います。

初めに、食物アレルギー対応の学校給食実施についての質問です。

この件に関しましては、以前、米澤議員、森議員、佐藤議員、根本議員が同様の質問をしておりますので、簡単に申し上げます。

本市におきましては、現在、食物アレルギー対応の学校給食が実施されていないため、それらの子供たちは、毎日弁当の持参を余儀なくされております。しかし、弁当を持参している食物アレルギーの児童生徒にとっては、自分とはみんなと違う。みんなと一緒に給食を食べたいと思うのが正直な気持ちで、それが精神的なストレスとなり、また、周りの児童生徒に対してもアレルギーへの偏見や誤解を生むことがあります。また、親御さんにとっても、毎日の弁当づくりは大変な負担となっているようであります。

以前、根本議員の「アレルギー対応の給食を」との質問に対しまして、本市は、「最も大きな課題は施設スペースであり、また、付随して専任栄養士、調理師等の制約から、除去食や代替食を提供することは難しいのが現状であります」との答弁でした。

しかし、私は食物アレルギー対応給食の実施自治体、栗原、登米、塩竈、岩沼、名取、大崎の6市に対して、電話でありましたが現状を伺いました。その結果、以前、教育長ができない理由として答弁されている点ですが、調査した自治体では、ともに厳密な環境、すなわち隔離したような環境で調理しているというわけではなく、調理師、栄養士等の従来の方が従来環境で一部スペースを確保し、従来の従業員で調理をしており、栄養士、調理師を特別増員しているところはないようでありました。現在、県内13市の中で、アレルギー食対応の市は8市、不対応は本市を含む5市であり、対応することが市のスタンダードとなっていると考えます。また、対応しているどの自治体でも、食物アレルギーの児童生徒がふえてきているとの回答でした。多賀城市では、全部弁当の児童生徒は38名と伺っておりますが、今後数がふえることが予想され、対応の必要性が増すことは明らかです。

したがって、本市におきましても、アレルギー給食の対応をされるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、食物アレルギーによる急激なショック症状、アナフィラキシーショックに対する対応です。アナフィラキシーショックは、呼吸困難、血圧低下などが起こり、意識を失い、重篤な場合は命に危険が及ぶことがあります。このような場合に備え、食物アレルギーの児童生徒は、アナフィラキシーに有効なアドレナリン自己注射エピペンを携帯している場合があります。しかし、本人が注射できないなどの重症の場合、教職員が注射することが可能ですが、エピペンの取り扱いについてはどのように対応されているのでしょうか、伺います。

最後、3点目、特別史跡・多賀城跡内にあるトイレの改善についてであります。

特別史跡・多賀城跡内には、外郭南門、東門、多賀城跡管理事務所の3カ所に公衆トイレが設置されております。しかし、いずれも全て和式トイレです。高齢化が進む昨今、来訪者からは大変使用しにくいとの声が寄せられております。

したがいまして、バリアフリーの観点から、来訪者へのおもてなしとの観点から、ぜひ現在の和式トイレを洋式トイレに改善すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、3点に対しましての市長の御理解ある答弁を期待し、私の1回目の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

松村議員の御質問にお答え申し上げます。

1点目の防災行政無線の運用についてでございますが、屋外拡声子局を設置してから、さまざまな意見をいただきましたことから、職員が現地に出向き、直接音声の確認を行ったほか、スピーカーの方向や音量あるいはスピーカーそのものの交換を行うなどの調整を重ねてまいりました。その結果、住宅地においては、機械計測上ほぼ全域で聞き取りが可能な状態となっております。ただし、子局同士の音の重なり方によっては、聞き取りにくくなることもあるかと思っておりますので、昨日、金野議員に申し上げましたように、時差放送を導入するなどの改善を進めてまいります。

次に、非常放送の運用を組み込んだ防災訓練を実施すべきとのことでございますが、これも金野議員にお答えいたしましたとおり、11月5日の津波防災の日に、市内全域にサイレンを鳴らす広報訓練を実施すべく準備を進めているところでございます。

最後のエリアメール配信につきましては、先ほど米澤議員にお答えしましたとおり、現在、緊急速報メールの導入については順次整備を進めております。また、本市のメール配信サービスにつきましては、現在、災害対策本部員やエリア配備要員となっている職員のメールアドレス登録作業を行っており、間もなく運用を開始できる状況でございます。

私からの答弁は以上でございます。

2点目の児童生徒の食物アレルギー対応についての御質問、それから、3点目の特別史跡・多賀城跡内トイレ改善についての御質問は、教育長に回答させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

2点目の児童生徒の食物アレルギー対応については、私からお答えを申し上げます。

最初の御質問につきましては、これまでも何度か同様の御質問をいただいておりますが、アレルギーを持つ子供たちのため、学校給食におけるアレルギー対応食の必要性は十分認

識しているところでございます。そこで、これまでもアレルギーの児童生徒に何らかの対応ができないか、現状の施設能力の範囲内で可能な方策について検討してまいりましたが、やはり最も大きな課題は施設スペースの問題であり、また、専任栄養士、調理師等の制約から、除去食や代替食を提供することは困難な状況下でございます。

そのため、これまでもお答えいたしました。食物に含まれるアレルゲンを献立表に記載するとともに、月ごとの原材料の詳細成分表を記載して保護者の皆様に配布するなど、十分に連絡をとりながら対応してきたところでございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、エピペンの使用の御質問にお答えを申し上げます。

食物アレルギーアナフィラキシーの対応につきましては、宮城県教育委員会と宮城県学校保健会が主催する学校保健研修会において、平成 23 年度、平成 24 年度の研修内容として取り上げられているほか、市の学校保健会の中でも、養護教諭を中心にその対応について研修を行ってきたところでございます。

現在、多賀城市においては、中学校 1 校でエピペンを携行している生徒が 1 名おりますが、この生徒については保護者との打ち合わせもできておまして、万が一本人が注射できない場合は、教職員が注射するとともに、即座に救急車を手配して医療機関に搬送するなどの対応手順ができております。

続いて、3 点目でございますが、3 点目の特別史跡・多賀城跡内のトイレ改善についてでございますが、御承知のとおり特別史跡・多賀城跡内の公衆トイレは、南門跡、東門跡、政庁北東部にある管理事務所の 3 カ所に設置してございます。これら施設の財産管理の面で申し上げますと、南門跡トイレ、東門跡トイレは県有財産、管理事務所のトイレは市有財産となっております。管理事務所トイレにつきましては、今後、施設の改修時期に合わせて洋式化に取り組んでいきたいと考えておりますが、南門跡、東門跡のトイレにつきましては、同様の取り組みを宮城県多賀城跡調査研究所に働きかけてまいりたいというふうを考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（板橋恵一）

11 番松村議員。

○11 番（松村敬子議員）

御答弁ありがとうございました。

まず、最初、防災行政無線についてなんですけれども、これは市長のほうから答弁ありまして、前段で金野議員、また米澤議員も同様の内容をやっているということで、そのあれで理解しました。

実は、私が今回こういう質問をしたのは、そういう声をいっぱい私も皆さんからいただいて、やはり議会で取り上げなければという思いで取り上げました。そのときに皆さんからあった声は、「七ヶ浜とか塩竈の無線がよく聞こえるんだ。だけれども多賀城が聞こえない」と言うんでね。それで、すごい皆さんが怒って電話をよこすんですね、私のところにね。私は、すごい最初こういうのがつきますからということで PR していた部分もあったもんですから、それで、さっきのような質問なんです。

それで、私もなぜ多賀城が聞こえなくて、ほかは聞こえるのに何でなのかなと思いましたが、実は2つの自治体に電話ででしたけれども問い合わせました。何か特別なやり方とかやっているのかなと思いましたが、そうしましたら、両自治体とも、やはりこの4月から皆さんデジタル化に変えたということですね。そうしましたら、その担当の方が言っていましたけれども、「やはり、うちほうの市内、町内からも、場所によっては聞こえないという、そういう苦情の声が今いっぱい来ていて、それで、私どものまちでも調整しているんです」というようなお話がありまして、ああ多賀城市だけではないんだなというのを私も、きのう市長も若干お話ししていましたけれども、そういうような説明がありまして、私も担当のほうに行きまして聞きましたけれども、やっぱり職員の方が一生懸命、その設置した業者の方と何回も現場に行ったりしてやっているということですね。まだつけたばかりなので、やはりそれは今後少し時間をかけながら、少しずつ改善はされていますけれども、やっぱりそういう取り組んでいるという皆さんの御苦労には、本当に感謝というか敬意を表する次第であります。その辺も、今後市民にも説明は、私なりにしていきたいなというふうに思います。

しかしながら、やはりせっかくこういう立派なのをつけたんですので、中途半端で妥協しないで、やっぱり皆さんが聞こえる方向に最終的にそういう状況になるまで、ぜひ今後も努力をされていていただきたいなというふうに思います。

ただ、1点、ちょっと何基つけているんですかという話を、拡声器を何基つけているんですかという話を聞きましたら、塩竈は78だそうですね、多賀城よりも狭い面積ですよ、78基。あと、七ヶ浜は、13.27キロ平方メートルのこの中に46基つけているということで、やはりちょっと割合からすると、両自治体とも多賀城より多いのかなというふうに思います。数をふやして果たして聞こえるようになるものかどうか、それも私はちょっとよくわかりませんが、もしかしたらそういうことも必要なのかなということもありますので、今後調整する方向の中でそういうことも検討されてはいかかなと思いますが、その辺の、もし何か御見解がありましたら、お伺いしたいと思います。

あと、もう1点、メールの件ですが、エリアメール、あと緊急速報メールに関しては、先ほど米澤議員のほうに答弁がありましたので、了解しました。

メール配信の件なんですけれども、ちょっと先ほど市長が答弁された件が何かちょっと私はよく、何か防災課の職員が云々というような話をされたように思うんですけれども、もう一回そこを詳しく御説明を、どういうメール配信をしようとしているのか、お伺いしたいなというふうに思います。

あと、次、アレルギーですね。食物アレルギー児童に対して給食の対応についてですが、ずっと同じ答弁、そのままという以前と同じようであります。私は今、質問でも触れましたけれども、やっている自治体に、先ほど言いましたように6カ所、電話ででしたけれども、「どういう方向で、きちんとしたどういう方法でやっているのか」と言ったら、質問の中でお話しさせていただきましたけれども、決してうちほうで教育長が考えているような何か特別立派な部屋をつくって、隔離して調理しているわけではないと、給食室の脇にそういうスペースをつくって、そこでやっているというのがほとんどでありました。1自治体でしたかね、今後給食センターをつくる予定があるので、そこにはきちんとしたのをそのときはつくりたいというお話でしたし、あと、職員の件、栄養士とか調理師の件でしたけれども、特別そのために増員しているということではないと、ほかの給食のやっている人たちが、それとあわせてやっていると、ただ、責任者というのは1人決めて、そのために対応する栄養士ですか、調理師というのは決めているけれども、別にわざわざそれだけに専門にやっているわけではありませんというのが全自治体の回答でありました。ですから、別にそんなに難しくとっては語弊があるのかもしれませんが、や

っぱりそういうふうにして対応している自治体がほとんどでありますので、もう少しその辺を研究されてみてもいいのかなというふうに思います。やはりやるときはきちんと先生の診断書、指示書をいただいて、そして、親ともきちんと話し合っ、そして、納得いった上で学校給食で提供できる部分をやっているというような、そういう御説明でしたので、ぜひもう少しね、やっぱりこういうふえていく状況の中で、ほかの自治体もずっとやっているわけですので、やっぱり今後必要とされると思いますので、もう一度その辺を検討する方向にないかどうか、御答弁をお願いしたいなというふうに思います。

あと、エピペンに関してですけれども、研修を皆さん受けてやっていらっしゃるということで、すごくやっぱりさすが皆さんであって、意識が高くてそういうことに対する知識を皆さんお持ちで対応していらっしゃるんだなということで、さすがと思いました。そういうことですね。

あと、特別史跡内のトイレの改修ですけれども、市の管理している政庁跡のところですか、そこはする方向で検討するという御回答だったので、よろしくをお願いします。あと問題は、県のほうがやらなければならない東門と、あと南門のところですね。そこは、多賀城跡研究所だと思えますけれども、やっぱりそういう声がありますし、市もやるということもありますので、ぜひ強く県のほうにもやっていただくように要望していただきたいと思えますので、よろしくをお願いいたします。

では、その給食対応の件に関して、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

最初の七ヶ浜町のがよく聞こえるというふうなことをお話しして、塩竈が78基ですか、それから七ヶ浜が46基ということで、塩竈はかなり過密というかなんですけれども、離島があるんですよ。離島、島が結構ありますので、そちらじゃないかなというふうに思いますし、七ヶ浜はそれなりなのかなと、46基ということは。ただうちのほうは、御存じのように田んぼが広がっていますよね。それと、政庁のところがあいているというふうなことで、それほど両市に、塩竈と七ヶ浜に比べれば、地勢的な意味合いからいって、53基というのがそんな遜色ない位置づけじゃないかなというふうに思います。

それから、メール配信の関係ですけれども、さっき答弁で申し述べましたけれども、エリアメール配信につきましては、現在、緊急速報メールの導入については順次整備を進めておりますということで、ただ、まだ本市のメール配信サービスにつきましては、現在、災害対策本部員やエリア配備要員となっている職員のメールアドレス登録作業を行っており、間もなく運用を開始する予定ですということで、そういうところからまず始めようということでやっておりますので、ぜひ御理解のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

親の心中を察すれば、全くこのむげに考えているわけではないんであります。給食センターともこれは協議をして、とてもこの施設とかそれからその人間的な面で、とても現状で

は無理ですというふうなことなんですよね。それで、たまには休みたいというその親の気持ちも察するわけでありますが、このことについて親と十分な連携をとり、そしてまた理解をもらいながら進めているというふうなこと。特に、この辺でちょこっとかしてというふうなそのアナフィラキシーの問題を送ると、非常に慎重に取り扱いになっていると、慎重にやっている仙台の野村が、かつて間違っただけで事故になりかねないこともあったわけですので、ですから、これは施設の面から何の面からやはり慎重なことではないとうまくないなというふうに考えておりますので、現状ではなかなか難しいというふうなことであります。

なお、給食センター今、友達作戦で700食七ヶ浜に届けておりますので、もう全くのフル稼働であります。これとは関係はございませんが、そんな中で今、給食センター運営をしているというふうなことで。

あと、トイレのことについては、そういうことでございまして、県のほうに働きかけてまいりたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（板橋恵一）

11番松村議員。

○11番（松村敬子議員）

はい、わかりました。

まず、基数は相当だと、今53基は多賀城市にとってはそれだということですね。それで、とにかくいずれにしても少し時間がかかっても調整しながら、とにかく全市民にきちんと聞こえるようにやっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、メール配信の件なんですけれども、これ私が言おうとしているのとちょっと市のほうで理解しているのと違うかと思いますが、エリアメールとか緊急速報メールというのは、いわゆる別に受信者が登録しなくても、そのauとかドコモとかそういうのを持っていれば、そういうところからいろんな緊急通報が配信されるというんですけれども、メール配信というのは、市のほうで独自に市の情報、災害情報もちろんそうですけれども、災害情報だけでなくいろんな市の情報ですね、例えば不審者情報とか、あとイベントの情報とか、子育て情報とか、いろんな市が市民に対して、情報を受けたいという登録している人に対して配信するものなんです。

で、このエリアメールとメール配信の違いはどういうふうに違うかというのと、エリアメールというのは、その地域にいないと受信できないんですね。だけれども、メール配信に登録している人は、例えば多賀城のこのメール配信に登録している人が仙台にいても塩竈にいても、そのエリアメールの配信以外でも情報がとれるという、いろんな災害情報ができるということです。例えば多賀城に住んでいる人が仙台で勤務していると、例えば地震になったとかそういうときに、自宅のほうはどういう状況なのかなと思うときに、エリアメールだったらそこにいる方は受信できますけれども、仙台にいる方は、それが同じドコモとかauでも受信できないんですね。だけれども、メール配信に登録していると、それで市が発信すると、仙台にいてもどこにいてもその情報が得られると、そうすると、自宅のほうで今こういう津波警報が出てみんな避難しているんだなというのも、仙台にいてもわかるとか、ほかの自治体にいてもわかるというふうな、そういうのがメール配信なんです。そういう災害情報だけでなく、ほかの情報もいろんなのも配信できるというようなのがメール配信で、結構これを取り入れている自治体がふえています。そういう意味

で、ぜひ本市におきましてそういう機能も有効に使って災害情報とかいろいろな市の情報をもっと皆さんに、欲しいと思っていられる方には登録いただいて配信するほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので、そのことなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

詳細につきましては、総務部長から説明させますから、よろしくをお願いします。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

おっしゃりたいことは非常によくわかります。一部分ですね、去年のあの状況の中でも職員宛てに、例えば本部決定事項をメール配信したというふうな形の実績も持っておりますので、先ほど市長が申し上げたかったのは、そういった方法を使って、まず、我々市職員が情報共有しようというふうなところを申し上げたかったというところでございます。

それをそのどういった形で市民の方々、あるいは外部の方々に広げるかについては、ちょっと工夫が必要な部分もございますので、特にメールアドレスそれ自体が個人情報ということになりますので、そういったところもございまして、その辺はもうちょっと、外側に広げている部分についてよそでどういうふうなことをやっているかどうかも含めまして、我々ちょっと勉強していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（板橋恵一）

これをもって一般質問を終わります。

日程第3 請願・陳情

○議長（板橋恵一）

日程第3、請願・陳情に入ります。

陳情第1号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について

陳情第2号 市議会議員の定年制について

陳情第3号 市民への防災連絡について

以上3件の陳情が提出されておりますので、その写しを配付いたしました。

この際、朗読は省略いたします。

以上で陳情の報告といたします。

日程第4 閉会中の継続調査について

○議長（板橋恵一）

日程第 4、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

閉会中の継続調査につきましては、広報特別委員長から、会議規則第 63 条の規定に基づき、平成 27 年 9 月 10 日まで、閉会中の継続調査としたい旨申し出がありました。

お諮りいたします。広報特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、広報特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第 5 議員派遣について

○議長（板橋恵一）

日程第 5、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第 100 条の規定により、お手元に配付のとおり、二市三町議長団連絡協議会行政視察調査及び宮城県市議会議長会秋季定期総会に副議長を、宮城県市議会議長会議員研修会に議会運営委員会において派遣を決定する議員を派遣することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたします。

なお、派遣内容の変更については、議長に一任願います。

○議長（板橋恵一）

次に、各組合等議会の報告をいたします。

各組合等議会の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって各組合等議会の報告を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

これにて平成 24 年第 3 回多賀城市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後 2 時 45 分 閉会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 24 年 9 月 27 日

議 長 板 橋 恵 一

署名議員 佐 藤 恵 子

同 森 長一郎